

令和5年度 保育園・幼稚園・認定こども園 入園案内



安中市のマスコット「こうめちゃん」



も く じ

保育園・認定こども園・事業所内保育施設 一覧表	1ページ
提出書類について	2~4ページ
令和5年度入園までの流れ【新規・継続】	5ページ
子ども・子育て支援新制度について	6~7ページ
入園に関するよくあるQ&A	8~11ページ
令和5年度 算定年齢(クラス)編成表	9ページ
利用者負担額(保育料)について	12~16ページ
令和4年度利用者負担額(保育料)徴収基準額表	17ページ
幼児教育・保育の無償化のご案内	18~27ページ
その他の保育サービス	28ページ
提出書類 様式集 ※申請書や就労証明書等の各様式	29~55ページ

※提出いただく際は、2~4ページを確認し認定申請に必要な書類があるか、記入もれがないか確認し、提出締切日までに第一希望の園(継続利用の場合は、在籍している園)に提出してください。

安中市

本庁子ども課幼児教育保育係・松井田支所住民福祉課福祉子ども係
TEL : 027-382-1111 内線 : 1162. 1163. 1165. 2153

詳しくはこちらを
ご覧ください



保育園・認定こども園・地域型保育事業 一覧表

R5. 4. 1時点(予定)

名称	利用定員	所在地	電話	教育時間【1号】	保育時間【2号 3号】			対象年齢 (受入年齢)	延長保育 2.3号(短)	延長保育 2.3号(標)	一時預かり	預かり保育 1号幼稚園	休日保育	病後児保育	体調不良児対応	子育て支援	
				開所時間	開所時間	保育短時間 (8時間)	保育標準時間 (11時間)										
保育園	遠丸保育園	60	安中5-8-25	382-1080		7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	7:30 ~ 18:30	3ヵ月~	○	○						○
	岩野谷保育園	90	岩井617-2	381-3320		7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	7:00 ~ 18:00	9ヵ月~	○	○						○
	板鼻和光保育園	90	板鼻2101-2	381-0613		7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	7:00 ~ 18:00	4ヵ月~	○	○						
	崇徳寺保育園	30	松井田町松井田326	393-4458		7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	7ヵ月~	○							
	西横野保育園	60	松井田町人見970	393-3946		7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	7ヵ月~	○							○
	白鳩保育園	30	松井田町国衙89-1	393-1015		7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	7ヵ月~	○		○					
	細野保育園	20	松井田町新井394	393-2457		7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	3ヵ月~	○		○					○
	市立原市保育園	110	築瀬25-1	385-5233		7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	7ヵ月~	○					○		
市立まついだ保育園	90	松井田町八城194-1	393-3892		7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	7ヵ月~	○		○						
認定こども園	安中こども園	50	安中3-3-3	381-0640	9:00 ~ 14:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	7:00 ~ 18:00	8ヵ月~	○	○	○	○				○
	安中二葉幼稚園	150	安中3-10-33	381-0394	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	7:30 ~ 18:30	満1歳~	○		△	○				○
	原市赤心幼稚園	130	原市1-14-16	385-6662	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	7:30 ~ 18:30	満1歳~	○		△	○				○
	いそべこども園	145	磯部3-12-12	385-8021	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	10ヵ月~	○			○				○
	東横野幼稚園	65	鷲宮3092-2	382-0816	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	7:30 ~ 18:30	1歳~	○		△	○				○
	あきまこども園	105	下秋間1459	395-0186	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	7:30 ~ 18:30	3ヵ月~	○	○		○			○	○
	後閑あさひ保育園	105	中後閑724	385-5541	9:00 ~ 14:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	7:00 ~ 18:00	3ヵ月~	○	○	○	○	○		○	○
	あさひ第二保育園	105	下後閑509-1	384-1501	9:00 ~ 14:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	7:00 ~ 18:00	3ヵ月~	○	○	○	○			○	○
地域型保育	うずまき保育園	5	原市92-2	381-8020		7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	7:30 ~ 18:30	3ヵ月~	○		○					
	ひまわり保育園	5	鷲宮205-1	386-6607		7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	7:00 ~ 18:00	3ヵ月~	○		○					
	たんぼぼ保育園	6	上間仁田658	381-8308		7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	7:30 ~ 18:30	3ヵ月~	○		○					

※「秋間中央保育園」と「山吹保育園」につきましては、認定こども園「あきまこども園」へ変更となります。

※土曜日の開所時間は各施設で異なります。各施設にお問い合わせください。

※募集人数は、各施設にお問い合わせください。

※市外の保育施設の詳細については、各施設にお問い合わせください。

各保育事業の略称について

延長保育 2.3号(短)	保育短時間認定児を対象とした、園で定めた8時間を超えた保育事業
延長保育 2.3号(標)	保育標準時間認定児を対象とした、園で定めた11時間を超えた保育事業
一時預かり	非在園児を対象とした、一時保育事業
預かり保育 1号幼稚園	在園児を対象とした、教育時間を超えての保育事業
休日保育	現に市内の保育園等を利用している保育認定児を対象とした、休日(日曜・祝祭日)の保育事業
病後児保育	傷病の回復期の児童を対象とした保育事業
体調不良児対応	保育中に「体調不良」となった児童の緊急的な対応を図る事業
子育て支援	入園前の児童を対象とした子育て支援事業

※各保育事業の詳細については、各施設にお問い合わせください。

各園の情報はこちらを
ご確認ください



提出書類について 【1号認定】

提出締切日	令和5年4月新規入園	☆市内の認定こども園を利用する場合 →9月16日(金)～30日(金)までに各園へ提出してください。
	令和4年度からの継続児童【現況届】 ※教育認定(1号認定)	☆他市町村の幼稚園・認定こども園を利用する場合 →9月16日(金)～30日(金)までに安中市役所子ども課へ提出してください。
	令和5年5月以降入園(毎月1日)	入園月の前月15日までに入園を希望する園に提出してください。
	認定区分・時間区分を変更する場合	変更を希望する月の前月15日までに在籍している園へ提出してください。

令和5年度新規入園する場合は、教育・保育給付認定申請と入園申込にあたり、以下の書類を**第一希望の園に提出してください。**

令和4年度からの継続児童のうち、教育認定(1号認定)を受けて在籍している場合は、**在籍している園に現況届を提出する必要があります(転園する場合は、令和5年度新規入園と同様の手続が必要となります)。**

各様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ > 生活ガイド > 育児 > 令和5年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園児を募集します

※提出いただいた書類はお返しできませんのでご注意ください。

※下表で必要書類があるか確認し提出してください。

不足書類がある場合は、認定できない場合や副食費が減免にならない場合もあります。

○幼稚園、認定こども園(教育部分:1号認定)利用の場合

			様式 (入園案内のページ)
A	施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書		30～31ページ
B	個人番号(マイナンバー)申告書【新規入園のみ】		34～35ページ
	転入者の方 個人番号(マイナンバー)を利用し情報連携をすることで転入前の市町村から税情報を取得します。税情報を取得することができなかった場合は右記証明が必要になります。	令和4年1月1日に安中市に住民登録がなかった方 令和4年度所得課税証明書	
		令和5年1月1日に安中市に住民登録がなかった方 令和5年度所得課税証明書	
A'	施設利用者負担額(保育料)減免または副食費免除判定に係る申請欄(下記対象者のみ) 下記添付書類も必要となります		31ページ
	①ひとり親家庭(未婚・離婚・死別)	戸籍謄本 または 福祉医療費受給資格者証の写し ※離婚協議中の場合は、ご相談ください。	
	②在宅障害児(者)のいる世帯	障害者手帳等の写し	
	③第3子目以降の児童	世帯全員分の保険証の写し(その他必要な書類)	
C	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(認定を希望する又はすでに認定を受けている場合のみ) 下記添付書類も必要となります		50～51ページ
	保育の必要性を確認するための書類(3ページのCの一覧表のうち必要な書類)		38～44ページ

提出書類について 【2.3号認定】

提出締切日	令和5年4月新規入園	☆市内の保育園・認定こども園を利用する場合 →9月16日(金)～30日(金)までに各園へ提出してください。
	令和4年度からの継続児童【現況届】 ※保育認定(2.3号認定)	☆他市町村の保育園・認定こども園を利用する場合 →9月16日(金)～30日(金)までに安中市役所子ども課へ提出してください。
	令和5年5月以降入園(毎月1日)	入園月の前月15日までに入園を希望する園に提出してください。
	認定区分・時間区分を変更する場合	変更を希望する月の前月15日までに在籍している園へ提出してください。

令和5年度新規入園する場合は、教育・保育給付認定申請と入園申込にあたり、以下の書類を**第一希望の園に提出**してください。

令和4年度からの継続児童のうち、保育認定(2.3号認定)を受けて在籍している場合は、**在籍している園に現況届を提出する必要があります(転園する場合は、令和5年度新規入園と同様の手続が必要となります)**。

各様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ > 生活ガイド > 育児 > 令和5年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園児を募集します

※提出いただいた書類はお返してきませんのでご注意ください。

※下表で必要書類があるか確認し提出してください。

不足書類がある場合は、認定できない場合や保育料等が減免にならない場合もあります。

○保育園、認定こども園(保育部分:2号・3号認定)利用の場合

		様式 (入園案内のページ)																																		
A	施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書	30～31ページ																																		
B	個人番号(マイナンバー)申告書【新規入園のみ】	34～35ページ																																		
	転入者の情報連携をすることで転入前の市町村から税情報を取得します。税情報を取得することができなかった場合は右記証明が必要になります。	令和4年1月1日に安中市に住民登録がなかった方 令和4年度所得課税証明書																																		
		令和5年1月1日に安中市に住民登録がなかった方 令和5年度所得課税証明書																																		
C	保育の必要性を確認するための書類 ※父親分・母親分について、下記のいずれかの書類が必要となります。																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>認定事由</th> <th>必要な提出書類</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①就労 現在育児休業中 春に復帰予定</td> <td>就労証明書</td> <td>38～41ページ</td> </tr> <tr> <td>就労証明書 ※「復帰日」「復帰してからの就労時間」決まっていない場合はご相談ください。</td> <td>38～41ページ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②妊娠・出産</td> <td>申立書</td> <td>42ページ</td> </tr> <tr> <td>母子手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③疾病・障害 ④介護・看護</td> <td>申立書</td> <td>42ページ</td> </tr> <tr> <td>医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等</td> <td>44ページ</td> </tr> <tr> <td>⑤災害復旧</td> <td>必要な提出書類は子ども課にお問い合わせください。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥求職活動</td> <td>申立書</td> <td>42ページ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑦就学</td> <td>申立書</td> <td>42ページ</td> </tr> <tr> <td>在学証明書 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑧育児休業</td> <td>就労証明書</td> <td>38～41ページ</td> </tr> <tr> <td>育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書</td> <td>43ページ</td> </tr> </tbody> </table>	認定事由	必要な提出書類	様式	①就労 現在育児休業中 春に復帰予定	就労証明書	38～41ページ	就労証明書 ※「復帰日」「復帰してからの就労時間」決まっていない場合はご相談ください。	38～41ページ	②妊娠・出産	申立書	42ページ	母子手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)		③疾病・障害 ④介護・看護	申立書	42ページ	医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等	44ページ	⑤災害復旧	必要な提出書類は子ども課にお問い合わせください。		⑥求職活動	申立書	42ページ	⑦就学	申立書	42ページ	在学証明書 等		⑧育児休業	就労証明書	38～41ページ	育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書	43ページ	
認定事由	必要な提出書類	様式																																		
①就労 現在育児休業中 春に復帰予定	就労証明書	38～41ページ																																		
	就労証明書 ※「復帰日」「復帰してからの就労時間」決まっていない場合はご相談ください。	38～41ページ																																		
②妊娠・出産	申立書	42ページ																																		
	母子手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)																																			
③疾病・障害 ④介護・看護	申立書	42ページ																																		
	医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等	44ページ																																		
⑤災害復旧	必要な提出書類は子ども課にお問い合わせください。																																			
⑥求職活動	申立書	42ページ																																		
⑦就学	申立書	42ページ																																		
	在学証明書 等																																			
⑧育児休業	就労証明書	38～41ページ																																		
	育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書	43ページ																																		
A'	施設利用者負担額(保育料)減免または副食費免除判定に係る申請欄(下記対象者のみ) 下記添付書類も必要となります	31ページ																																		
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①ひとり親家庭(未婚・離婚・死別)</td> <td>戸籍謄本 または 福祉医療費受給資格者証の写し ※離婚協議中の場合は、ご相談ください。</td> </tr> <tr> <td>②在宅障害児(者)のいる世帯</td> <td>障害者手帳等の写し</td> </tr> <tr> <td>③第3子目以降の児童</td> <td>世帯全員分の保険証の写し(その他必要な書類)</td> </tr> </tbody> </table>	①ひとり親家庭(未婚・離婚・死別)	戸籍謄本 または 福祉医療費受給資格者証の写し ※離婚協議中の場合は、ご相談ください。	②在宅障害児(者)のいる世帯	障害者手帳等の写し	③第3子目以降の児童	世帯全員分の保険証の写し(その他必要な書類)																													
①ひとり親家庭(未婚・離婚・死別)	戸籍謄本 または 福祉医療費受給資格者証の写し ※離婚協議中の場合は、ご相談ください。																																			
②在宅障害児(者)のいる世帯	障害者手帳等の写し																																			
③第3子目以降の児童	世帯全員分の保険証の写し(その他必要な書類)																																			
D	管外保育希望理由書(他市町村の保育施設を希望する場合のみ)	45ページ																																		

提出書類フローチャート

右記の①～⑤の順に、必要書類を確認・準備してください。
認定を受ける内容によって、必要書類が異なりますのでご注意ください。

の部分が提出していただく書類になります。

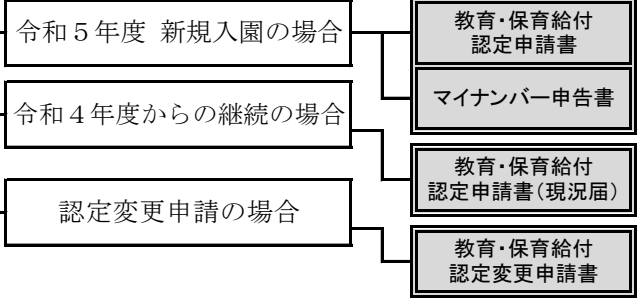
各様式については、安中市ホームページから入手できます。

市ホームページ>生活ガイド>育児>令和5年度入園児を募集します

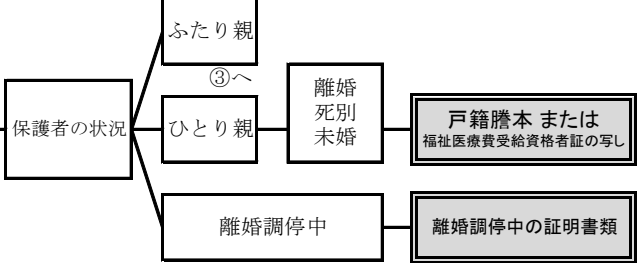
認定変更申請について

婚姻や離婚等で世帯構成の変更があった場合、就労先を変更した場合、就労の時間が大幅に変更になり時間区分（短時間、標準時間）を変更する場合、認定事由（就労、求職活動、妊娠・出産、育児休業等）を変更する場合、市町村民税が変更になった場合は、必ず変更申請をしてください。

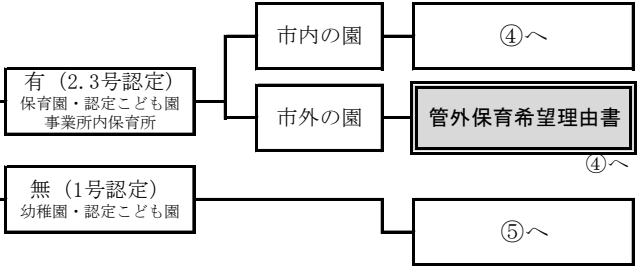
① 新規・継続・変更



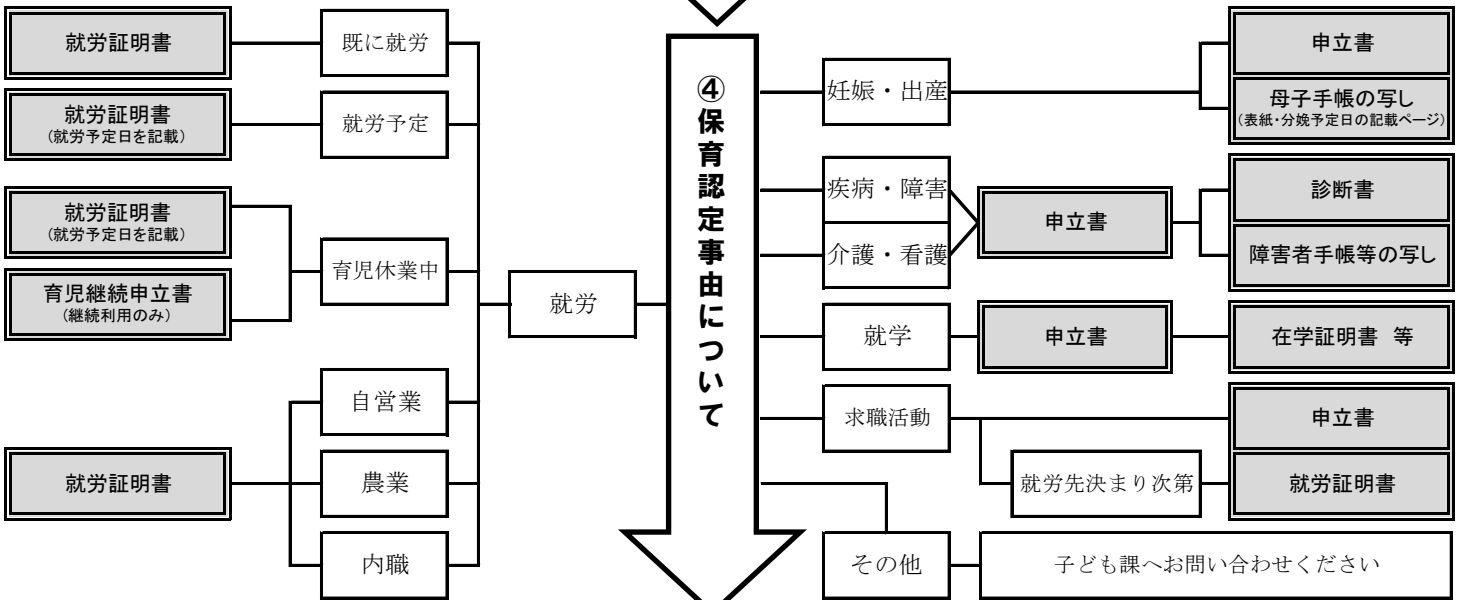
② 保護者について



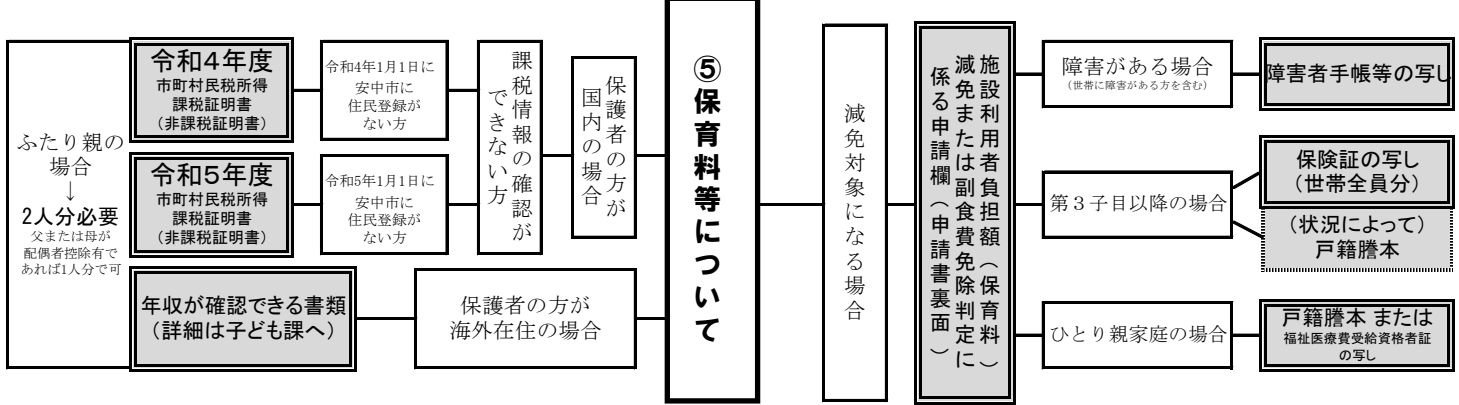
③ 保育の希望



④ 保育認定事由について

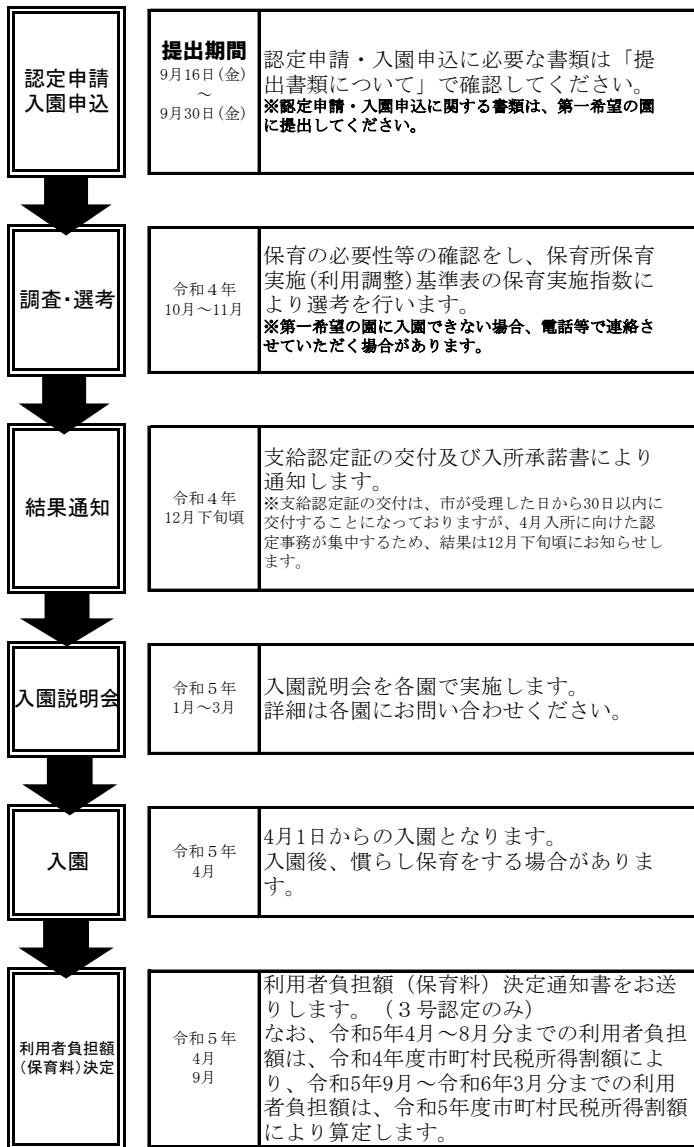


⑤ 保育料等について



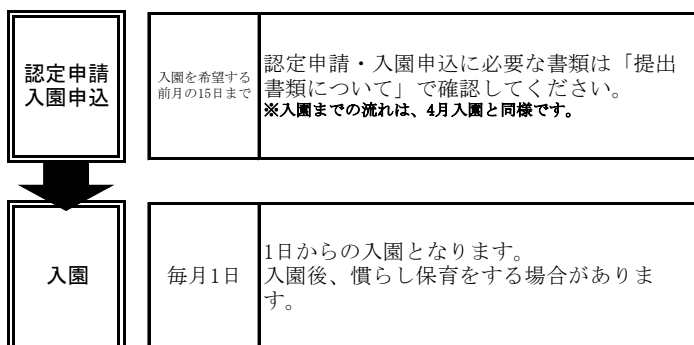
【新規入園の場合】

～令和5年4月入園までの流れ～



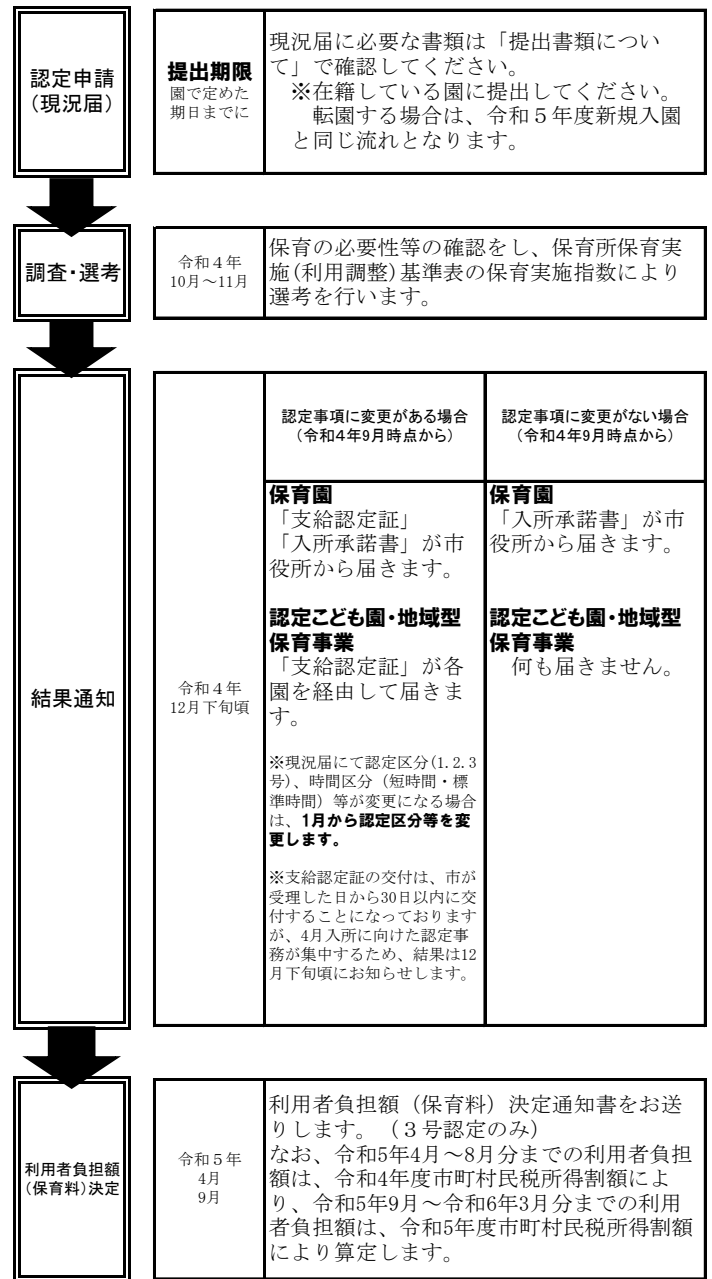
～令和5年5月以降の入園について～

4月の一斉入園後、受入れ可能な園については、随時入園の募集を行います。各園の空き状況は、市ホームページでも公開しています。



【令和4年度からの継続利用(2.3号)の場合】

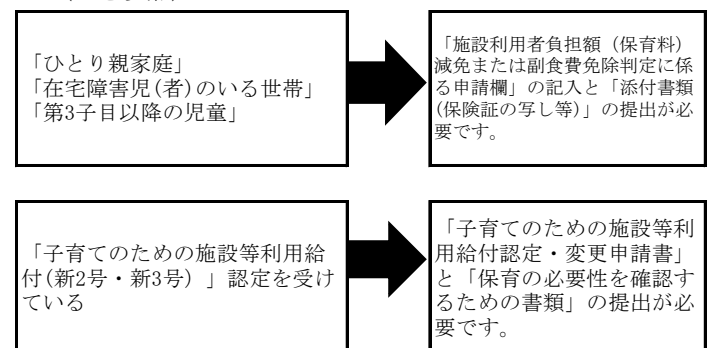
～現況届提出までの流れ～



【令和4年度からの継続利用(1号)の場合】

令和4年度1号認定を受けて在籍し、令和5年度も1号認定を受けて在籍する場合、

「教育・保育給付認定申請書(現況届)」の提出が必要です。また、次の方は併せて添付書類の提出も必要です。
(P2を参照)



子ども・子育て支援新制度について

○子ども・子育て支援新制度とは

平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」は、急速な少子高齢化の進行や結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、社会全体（国・地方・事業者・個人）による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することを目指しています。

○施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定について

新制度のスタートに伴い、保育園・幼稚園・認定こども園を利用する場合、利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。（新制度に移行しない幼稚園については、認定申請の必要はありません。）

保護者からの申請に基づき、子どもの年齢や保護者の就労形態により、下記の3つの区分に認定され、市から「支給認定証」が交付されます。

(1)教育・保育給付認定の種類

教育・保育給付認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園・認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	保育園・認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	保育園・認定こども園 地域型保育事業

※2号認定・3号認定はさらに「保育短時間認定」「保育標準時間認定」に区分されます。

保育短時間認定	就労の場合、月64時間以上120時間未満の就労が必要となります。	
	保育時間	8時間/日の保育が利用できます。
保育標準時間認定	就労の場合、月120時間以上の就労が必要となります。	
	保育時間	11時間/日の保育が利用できます。

※8時間・11時間の
保育時間の設定は
施設により異なります。

8時間 →【例】8:30～16:30
11時間 →【例】7:30～18:30

※各園の開所時間は
P1を参照してください。

<p>仕事や介護などで子どもをみられない日が多い</p>	<p>0～2歳</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定こども園 ●保育園 ●地域型保育【3号認定】 	<p>3～5歳</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定こども園 ●保育園 【2号認定】
	<p>ふだん家にいて一緒に過ごす日が多い</p>	<p>0～2歳</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時預かり ●地域子育て支援拠点

(2)教育・保育給付認定の期間について

教育・保育給付認定区分	認定期間		利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳の誕生日の前日から	就学前の3/31まで	幼稚園・認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳の誕生日の前日から	就学前の3/31まで	保育園・認定こども園
3号認定 (保育認定)	—	3歳の誕生日の前々日まで	保育園・認定こども園 地域型保育事業

教育・保育給付認定区分が「2号認定」または「3号認定」で、認定事由が「求職活動」の場合は、認定期間は「3ヶ月」となります。
認定期間が終了する月の15日までに「教育・保育給付認定変更申請書」「就労証明書」を本庁子ども課・松井田支所住民福祉課に届くよう必ず各園に提出してください。提出していただけない場合、退所していただくこともあります。

(3)保育認定(2号認定・3号認定)の「認定事由」について

保育認定(2号認定、3号認定)を受けて保育園または認定こども園を利用する場合は、以下の認定事由に該当することが必要です。

認定事由		時間区分	
①就労	外勤、内職、農業等で就労している場合(1ヶ月64時間以上の就労が必要)	短時間	標準時間
②妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合(産前2ヶ月・産後3ヶ月)		標準時間
③疾病・障害	病気または障害があり保育できない場合		標準時間
④介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている場合		標準時間
⑤災害復旧	火災・風水害等によりその復旧のために保育できない場合		標準時間
⑥求職活動	求職活動のため保育できない場合(入園から3ヶ月)	短時間	
⑦就学	就学のため保育ができない場合(自動車学校・通信教育・自宅学習等は除く)		標準時間
⑧育児休業	育児休業取得時に既に保育園等を利用して、継続利用が必要な場合	短時間	
⑨その他	上記に類する場合		

○入園後変更が生じた場合



支給認定証の認定事項に変更があった場合は教育・保育給付認定変更申請書等の提出が必要となります。変更が生じた場合は、下表の書類を早急に提出してください。

認定事項の内容に変更があったにもかかわらず教育・保育給付認定変更申請書の提出がない場合、退園していただく場合もありますのでご注意ください。

認定事項の変更がある場合、変更を希望する月の前月15日までに本庁子ども課・松井田支所住民福祉課に届くように在籍している園に必要な書類を提出してください。

各様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

市ホームページ > 生活ガイド > 育児 > 令和5年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園児を募集します

変更の内容	必要な提出書類	
認定区分(1.2.3号)を変更する場合	「教育・保育給付認定変更申請書」 (P46~47)	認定事由等により異なります。 P2~4で必要書類を確認してください。
認定事由(就労、求職活動等)を変更する場合		
時間区分(短時間、標準時間)を変更する場合		
就労先の変更		
就労を開始したとき		
婚姻や離婚等で世帯構成の変更		変更内容が分かる資料(戸籍謄本等)
税額(市町村住民税額)が変更した場合		子ども課に連絡してください。
退園する場合【保育園】	「保育の実施解除申請書」※各園に用意してあります。	
退園する場合【幼稚園・認定こども園】	「退園届」※各園に用意してあります。	
市外へ転出する場合	退園手続後、「支給認定証」を返却してください。	

入園に関するよくあるQ&A

Q. 申込みをすれば第一希望の園に必ず入園できますか？

- A. 2号、3号認定で入園希望し、申込人数が募集人数を超えた場合は、保育の必要性等の確認をし、保育所保育実施(利用調整)基準表の保育実施指数により選考を行います。**希望の園に入園できないこともあります。先着順ではありません。**
第一希望の園に入園できない場合、電話等で連絡させていただく場合があります。必ず第三希望施設まで記入してください。なお、第三希望施設までご記入いただいても、第二、第三希望施設も定員を超えている場合は、ご希望に添えない場合もあります。その場合は定員に空きのある園を紹介させていただきます。

Q. 園を見学することはできますか？

- A. 見学できます。
保育内容や開所時間等は各園様々ですので、入園するお子さんと一緒に見学してください。見学日については、事前に各園にお問い合わせください。

Q. 現在求職中ですが、保育園の申込みはできますか？

- A. 申込みできます。
ただし、**保育園・認定こども園(2号・3号)を希望する場合、入所選考の際、保育の必要性の高い児童が優先となりますので、ご希望に添えない場合もあります。**
また、「**求職活動**」で**保育認定を受けた場合、保育認定期間(入所承諾期間)は3ヶ月となります。**認定期間が終了する月の15日までに「教育・保育給付認定変更申請書」「就労証明書」を本庁子ども課・松井田支所住民福祉課に届くよう必ず在籍している園に提出してください。**「求職活動」の認定期間終了後、連続して再度「求職活動」で認定を受けることはできません**ので、提出していただけない場合、退所していただくこともあります。

Q. 支給認定証とはどのようなものですか？

- A. 新制度では、保育園や幼稚園、認定こども園などを利用する場合、市が利用者の費用の一部を給付費として負担します。そのため、施設などの利用を希望する場合は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。保護者からの申請により市が交付します。教育・保育給付(1号、2号、3号)、時間区分(保育短時間、保育標準時間)、認定事由(就労、求職活動等)、認定期間等が記載されています。大切に保管してください。

Q. 教育・保育給付認定申請書は毎年提出が必要ですか？

- A. 令和4年度在園している児童で、2号・3号認定子どもの場合、「現況届」としての提出が必要となります。これにより、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。
なお、令和4年度1号認定を受けて在籍している児童で、令和5年度も1号認定を受けて在籍する場合であっても、認定内容の変更がないことを確認する書類として、提出いただく必要があります。

Q. 認定区分の変更や、時間区分の変更がある場合はどのような手続きが必要ですか？

- A. **支給認定証の内容に変更がある場合**(婚姻や離婚等で世帯構成の変更があった場合、就労先を変更した場合、就労時間が大幅に変更になった場合、市町村民税の税額が変更になった場合等)、**教育・保育給付認定変更申請書の提出が必要となります。**
変更を希望する月の前月15日までに本庁子ども課・松井田支所住民福祉課に届くように在籍している園に必要書類を提出してください。詳細は、P7「入園後変更が生じた場合」を参照してください。

Q. 3号認定(3歳未満)から2号認定(3歳以上)に変わる際は、再度申請が必要ですか？

- A. **再度申請手続きをしていただく必要はありません。**3歳の誕生日前に市から「支給認定証(2号認定)」が交付されます。

- Q. きょうだいで申請を行う場合、就労証明書は人数分必要ですか？
- A. 勤務先等に人数分の証明をしていただく必要はありませんが、**必要枚数をコピーしていただき、それぞれの申請書類に必ず添付してください。**

Q. 同居の祖父母の就労証明書も必要ですか？

A. **提出していただく必要はありません。**

Q. 時間区分（保育短時間・保育標準時間）は何で決まるのですか？

A. **事業主が証明した「就労証明書」に記載された「1ヶ月の就労時間」で判断します。「1ヶ月の就労時間」には、教育・保育給付認定申請書に記載した「通勤時間」も加えて算出します。**

Q. 以前に取得した就労証明書を提出できますか？

A. **新年度4月入所の申込みの場合については、令和4年4月1日以降に取得したもので、勤務先・就労条件等に変更がなければ提出していただけます。**

Q. 入園する前に大きな手術をしました。入園する園には伝えておいた方が良いですか？

A. 既往歴や、今までに大きな手術をした場合、アレルギーの有無、障害の有無等については、子どもの安全を第一に考えて、必ず入園希望の園に伝えてください。

Q. 「うつ病」を患っており、「疾病・障害」を理由で入園したいのですが、どんな手続きを取ればよいですか？

A. 「疾病・障害」で保育認定を受けて入園する場合、「家庭で保育が困難である」ことが必要となります。「申立書」および「診断書」を提出してください。なお、医師の診断書に「家庭で保育が可能である」と記載されている場合は、「疾病・障害」を理由で入園することはできません。
 なお、保護者が「身体障害者手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」が交付されている場合は、「申立書」および「手帳の写し」を提出してください。

Q. 月の途中から入園することができますか？

A. 月の途中から入園することはできません。毎月1日からの入園となっております。



令和5年度 算定年齢(クラス)編成表

4月1日現在の年齢で算定年齢（クラス）が決まります。

算定年齢・クラス	生年月日	入園可能期間
0歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日	～令和11年3月31日
1歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日	～令和10年3月31日
満3歳児・2歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日	～令和 9年3月31日
3歳児	平成31年4月2日～令和 2年4月1日	～令和 8年3月31日
4歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日	～令和 7年3月31日
5歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日	～令和 6年3月31日

「妊娠・出産」「育児休業」に関するQ&A

- Q. 下の子どもの妊娠・出産を理由に新規で申し込んでいます。上の子はどのくらい在園できますか？
- A. 2号・3号認定子どもで、認定事由が「妊娠・出産」で入園する場合、**入園できる期間は、出産予定日（月）を除く2か月前から予定日の3ヶ月後の末日まで計6か月間です。**

【例】

出産予定日	認定(入園)期間
6月15日	4月1日 ~ 9月30日

- Q. 7月2日が出産予定日で、10月末まで「妊娠・出産」での認定でしたが、6月20日に出産となりました。「妊娠・出産」での認定期間はいつまでですか？

- A. 出産予定日より早く出産した場合も、当初の予定どおりの期間を「妊娠・出産」で認定します。



- Q. 育児休業中ですが、新規で入園申込ができるのですか？

- A. 新規入園の場合、1号認定で幼稚園、または認定こども園（教育部分）に入園することができます。**育児休業中は、家庭で保育できる状況にあるため、2号・3号認定を受けて保育園、または認定こども園（保育部分）に新規入園することはできません。**
「育児休業」を理由に保育認定を受けて入園することはできませんが、育児休業から復帰する日が属する月の前々月の1日から「就労」を理由に保育認定を受けて入園することは可能です。

- Q. 現在上の子が在園中です。出産後に育児休業を取得します。上の子は退園しなければならないですか？

- A. **育児休業取得前に既に上の子が入園していた場合に限り、2号・3号認定での継続入園が可能な場合もあります。**
この場合、上のお子さんが在園できる期間は、生まれたお子さんが満1歳に達した月が属する末日までです。その際、「育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書(P43)」等で保育の必要性があるか判断します。

- Q. 育児休業が令和5年5月に終了します。令和5年4月からの入園は難しいですか？

- A. 慣らし保育の観点から復帰する日が属する月の前々月の1日から入園が可能です。その際、認定事由は4月から「就労」となり、時間区分（短時間、標準時間）については、「就労証明書」の「1ヶ月の就労時間」で認定します。
また、秋の時点で「復帰予定日」「復帰した際の1ヶ月就労時間」が確定している場合は、復帰後の就労条件を記載した「就労証明書」を添付書類として提出してください。
なお、秋の申込の時点で復帰後の就労条件が未確定の場合は、「就労証明書」で「育児休業（予定）期間」のみ記入し提出していただき、「復帰予定日」「復帰した際の1ヶ月の就労時間」が確定し次第再度「就労証明書」を提出してください。

	復帰日	入園可能日
【例1】	6月15日	4月1日
【例2】	7月20日	5月1日

- Q. 現在「就労」で認定されていますが、これから産前産後の休暇に入り、その後育児休業に入ります。認定事由は「就労」のままですか？
- A. 秋に提出する現況届の添付書類は「就労証明書」を提出してください。その後、「妊娠・出産」に認定事由を変更する際に、変更申請が必要となります。状況に応じて認定事由も変更します。認定事由が「妊娠・出産」「育児休業」と異なれば、教育・保育給付認定変更申請書の添付書類も違います。ただし、勤務先が「就労証明書」において「出産予定日」「産前産後休暇期間」「育児休業期間」を証明できる場合は、「妊娠・出産」から「育児休業」に変更する際の変更申請書および添付書類の提出は省略できます。

【例】

出産予定日	令和5年3月7日
産前産後休暇	令和5年1月25日から令和5年5月2日まで
育児休業	令和5年5月3日から令和6年3月6日まで

この場合

認定期間	認定事由	提出書類
令和5年1月31日まで	就労	「認定申請書(現況届)」 「就労証明書」
令和5年2月1日から令和5年5月31日まで	妊娠・出産(標準時間)	「変更申請書」 「母子手帳の写し」 「申立書」 「就労証明書」 「利用継続申立書」
令和5年6月1日から令和6年3月31日	育児休業(短時間)	基本的には変更申請が必要ですが、 「妊娠・出産」へ変更した際、「 就労証明書 」で育児休業の期間が証明できた場合は、「 変更申請書 」等の書類の提出を省略することができます。
令和6年4月1日から	就労	「変更申請書」 「就労証明書(復帰日及び復帰後の就労条件が記載されているもの)」

★「妊娠・出産」「育児休業」に係る質問、その他のよくある質問については、安中市ホームページに掲載しています。

市ホームページ > 生活ガイド > 育児 > 令和5年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園児を募集します

★その他不明な点があれば、お気軽に本庁子ども課(027-382-1111 内線1162.1163.1165)にお問い合わせください。



その他のQ&Aはこちらをご覧ください

利用者負担額(保育料)について

利用者負担額(保育料)は、所得に応じた負担を基本として、国が定める水準を上限に市で設定しています。
 所得が高いほど、利用者負担額(保育料)は高額になります。
 詳しくは、安中市利用者負担額徴収基準額表(P17)で確認してください。

利用する主な施設	支給認定区分	内容
幼稚園・認定こども園	1号認定 (教育標準時間認定)	令和元年10月より保育料は無償化となりました。 なお、給食費(副食費)が別途請求されます。保護者の所得により免除制度があります。(詳しくは P55~56参照)
保育園・認定こども園	2号認定 (保育認定)	※左記の「2号認定」とは、年少クラス以上の児童を指し、年度途中で満3歳になる保育認定の児童に係る保育料は「3号認定」の内容となります。
保育園・認定こども園 地域型保育事業	3号認定 (保育認定)	児童の保護者の所得に応じた負担を基本として、 市町村民税所得割額 により算定します。 ※「短時間認定」「標準時間認定」の区分により利用者負担額(保育料)が異なります。

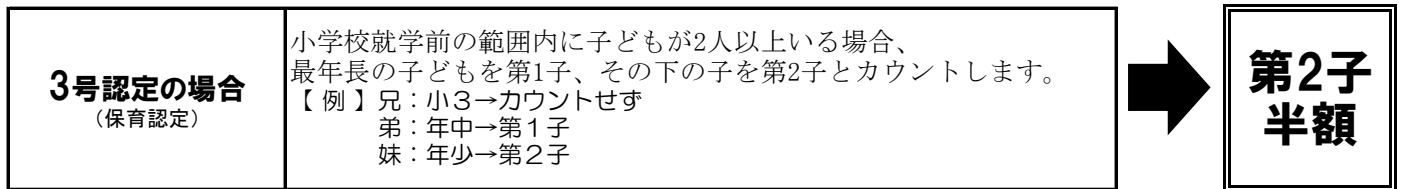
○利用者負担額(保育料)の減額・免除について(3号認定の場合)

(1)第3子目以降の利用者負担額(保育料)について

子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童について、利用者負担額(保育料)が無料となります。
申請に基づき無料となります。申請がない場合は、該当になりません。
 ※「子ども」とは：子ども・子育て支援法第6条の子ども(18歳未満)とします。

(2)多子世帯およびひとり親家庭等(「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)の利用者負担額(保育料)について

教育・保育給付認定区分により第2子目のカウント方法が異なります。



ただし、「年収約360万円未満相当世帯」については、下記のとおりカウントします。

「年収約360万円未満相当世帯」 の場合	保育料を支払う保護者と生計を一にする入園児のきょうだいがいる場合、きょうだいの年齢にかかわらず人数に応じてカウントします。 【例1】兄：小6→第1子 弟：年中→第2子 【例2】姉：高2→第1子 妹：年中→第2子
---------------------------------	---

「年収約360万円未満相当世帯」とは、以下の世帯となります。

3号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、57,700円未満の世帯
 ※ひとり親家庭等(「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)については、77,101円未満

3号認定	ひとり親世帯等 (「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)	市町村民税 所得割額	ひとり親世帯等以外
	無料	市町村民税非課税	無料
	第1子 標準時間：2,300円 短時間：2,200円 第2子目以降 無料	48,600円未満	第2子 半額 第3子目以降 無料
		48,600円以上 57,700円未満	
		57,700円以上 77,101円未満	
第2子半額・第3子目以降無料	77,101円以上		

(3)寡婦(夫)控除のみなし適用終了について

令和2年度の税制改正により、「寡婦(夫)控除」が見直され、婚姻歴のないひとり親の方も「ひとり親控除」の対象となりました。対象要件をご確認いただき、必要に応じて確定申告もしくは住民税申告により「ひとり親控除」の適用を受けてください。保育料等の算定のみになし適用することはできません。(令和3年9月分から適用)

「ひとり親控除」の対象要件は本庁税務課にお問い合わせください。

○3号認定子どもの利用者負担額(保育料)に関するよくあるQ&A

Q. 保育料はどのように決まるのですか？

A. 利用者負担額(保育料)は市町村民税所得割額をもとに毎年決定されることとなります。**所得割額の算定は、教育・保育給付認定保護者及びその配偶者の課税額の合計で行います。**令和5年度については、4月から8月の利用者負担額(保育料)は令和4年度の市町村民税所得割額により、9月から3月の利用者負担額(保育料)は令和5年度の市町村民税所得割額により算定します。

令和5年度	4月～8月の保育料	令和4年度の市町村民税所得割額により算定
	9月～3月の保育料	令和5年度の市町村民税所得割額により算定

「市町村民税所得割額」は、毎年5月または6月に勤務先から受け取る「市民税・県民税 税額決定(納税)通知書」で確認することができます。(図参照)

なお、税額決定通知書には「特別徴収(市県民税を給与天引により納付)」と「普通徴収」の2種類があり、図では「特別徴収」の例を記載しています。

所得区分	認定区分	時間区分	保育料
1	1	1	0
1	1	2	0
1	1	3	0
1	2	1	0
1	2	2	0
1	2	3	0
1	3	1	0
1	3	2	0
1	3	3	0
2	1	1	0
2	1	2	0
2	1	3	0
2	2	1	0
2	2	2	0
2	2	3	0
2	3	1	0
2	3	2	0
2	3	3	0

所得区分	認定区分	時間区分	保育料
1	1	1	0
1	1	2	0
1	1	3	0
1	2	1	0
1	2	2	0
1	2	3	0
1	3	1	0
1	3	2	0
1	3	3	0
2	1	1	0
2	1	2	0
2	1	3	0
2	2	1	0
2	2	2	0
2	2	3	0
2	3	1	0
2	3	2	0
2	3	3	0

※税額控除のうち、
「配当控除」
「住宅借入金特別控除」
「配当割額・株式等譲渡所得割額」
「寄付金税額控除」
「外国税控除」
を受けている方は、「所得割額⑥」にこれらの控除額を足した額で階層が決まります。

この市民税「所得割額⑥」で階層が決まります

- Q. 保育料はどの園に入園しても同額ですか？
- A. 利用者負担額（保育料）は、市町村民税所得割額により算定します。認定区分（3号）、時間区分（保育短時間・保育標準時間）が同じであれば、公立・私立どの施設に入園しても同額になります。

- Q. 年度途中で満3歳になり、3号認定から2号認定になった場合、保育料はどうなりますか？
- A. 年度途中で満3歳になり、3号認定から2号認定になっても、同年度中の利用者負担額（保育料）は3号の利用者負担額（保育料）で納付いただきます。翌年度から2号認定の利用者負担額（保育料）が無料になります。

- Q. 保育料の支払先はどこになるのですか？
- A. 保育園（保育所）を利用する場合の利用者負担額（保育料）は、安中市に納付いただきます。納付方法は、口座振替と納付書払いのいずれかとなります。
認定こども園及び地域型保育事業を利用する場合の利用者負担額（保育料）は、各園との直接契約となるため、各施設にお支払いいただきます。
いずれの場合も、安中市に住民登録があれば、安中市利用者負担額徴収基準額表に基づき、安中市が決定した利用者負担額（保育料）をお支払いいただきます。
1・2号認定の方は利用者負担額（保育料）は無料ですが実費徴収として給食費（副食費）等をお支払いいただきます。このほか施設によっては、通園バス代などの実費徴収や、教育などにかかる上乗せ徴収が発生する場合があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

- Q. 保育料の支払いを口座振替としたい場合、どのように手続きすれば良いのですか？
- A. 利用者負担額（保育料）を安中市に納付いただく際、口座振替を希望される場合は、以下の2通りの方法があります。
- ①書面による申込み
「安中市市税等口座振替依頼書（金融機関用）自動払込利用申込書（ゆうちょ銀行用）兼廃止届」に記入・押印の上、金融機関窓口へ持参して申込み
- ②「安中市Web口座振替受付サービス」による申込み（令和4年10月からサービス開始）
インターネットを利用してスマートフォン等で申込みできますので、ぜひご利用ください。
なお、認定こども園・地域型保育事業を利用する場合の利用者負担額（保育料）の支払方法については、各施設にお問い合わせください。

Q. 保育料に給食費（副食費）は含まれるのですか？

A. **給食費（副食費）は、教育・保育給付認定区分（1・2・3号）により考え方が異なります。**

1号認定子ども (教育標準時間認定)	保育料の負担はありませんが給食費（副食費）が別途請求されます ※給食費（副食費）は各園により異なります
2号認定子ども (保育認定)	
3号認定子ども (保育認定)	給食費は請求されません ※お米代として請求される場合があります

Q. 欠席した場合、保育料は日割計算されますか？

A. **日割計算はしません。出欠にかかわらずその月初日に在籍していれば、1ヶ月分の利用者負担額（保育料）がかかります。例外として、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休園や登園自粛要請等を市が実施した場合は、当該期間中の欠席日数に応じて日割り計算されることがあります。**

Q. 祖父母と同居していますが、祖父母も保育料の算定者になるのですか？

A. 基本的に、同居している祖父母は利用者負担額（保育料）の算定者にはなりません。**ただし、ひとり親家庭や児童の保護者の年間収入の合計が103万円以下で、同居している祖父母がいる場合（世帯分離している場合も含む）、祖父母のどちらか所得の高い方を算定者としてします。**

Q. ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯については減免措置があるのですか？

A. 児童の属する世帯の利用者負担額（保育料）の市階層区分が下記階層になった場合、ひとり親家庭・在宅障害児（者）のいる世帯については、必ず「**施設利用者負担額（保育料）減免または副食費免除判定に係る申請欄**」により申請してください。申請欄は、「**施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書**」または「**施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定変更申請書**」の裏面に含まれております。申請がない場合、減免の対象となりません。

3号認定の場合 (保育認定)	第3階層から第9階層の一部（市町村民税の所得割額77,101円未満）
--------------------------	------------------------------------

Q. 第3子目以降の保育料は無料になるのですか？

A. 保護者が子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童について、利用者負担額（保育料）が無料となります。**申請がない場合は、該当になりません。また、給付認定を受ける前の一時預かり事業（1号認定を受ける前の満3歳児の一時預かり等）の利用料については、第3子目以降であっても無料となりませんのでご注意ください。**

Q. 第2子目はどのようにカウントしているのですか？

A. 支給認定区分によりカウント方法が異なります。

3号認定の場合 (保育認定)	小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。
--------------------------	--

※兄弟が、新制度に移行していない園を利用している場合は、別途在園証明書等が必要になります。

※「**年収約360万円未満相当世帯**」については、カウント方法が異なります。
詳細は、P12を参照してください。

Q. 世帯構成の変更（婚姻、離婚等）があった場合は、保育料は変更になるのですか？

A. **婚姻や離婚等で、世帯構成の変更があった場合**は、本庁子ども課または松井田支所住民福祉課に「**認定変更申請書**」を提出してください。利用者負担額（保育料）が変更になる場合があります。
また、市町村民税額が変更になった場合も届出が必要となります。

★その他利用者負担額（保育料）に関するよくある質問については、安中市ホームページに掲載しています。

市ホームページ > 生活ガイド > 育児 > 令和5年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園児を募集します

★その他不明な点があれば、お気軽に本庁子ども課(027-382-1111 内線1162.1163.1165)にお問い合わせください。

令和4年度 安中市利用者負担額徴収基準額表(月額) 【3号認定】

(単位：円)

市階層 (階層区分)		3号(3歳未満)												
		標準時間						短時間						
		第1子	第2子	第3子 以降	ひとり親家庭等 (A階層)			第1子	第2子	第3子 以降	ひとり親家庭等 (A階層)			
					第1子	第2子	第3子 以降				第1子	第2子	第3子 以降	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2A 市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	3A 市民税所得割 18,600円 未満	6,000	3,000	0	2,300	0	0	5,800	2,900	0	2,200	0	0	0
4	4A 市民税所得割 18,600円 以上 28,600円 未満	8,000	4,000	0	2,300	0	0	7,800	3,900	0	2,200	0	0	0
5	5A 市民税所得割 28,600円 以上 38,600円 未満	9,200	4,600	0	2,300	0	0	9,000	4,500	0	2,200	0	0	0
6	6A 市民税所得割 38,600円 以上 48,600円 未満	10,100	5,050	0	2,300	0	0	9,900	4,950	0	2,200	0	0	0
7	7A 市民税所得割 48,600円 以上 58,400円 未満	12,200	6,100	0	2,300	0	0	11,900	5,950	0	2,200	0	0	0
8	8A 市民税所得割 58,400円 以上 68,200円 未満	13,600	6,800	0	2,300	0	0	13,300	6,650	0	2,200	0	0	0
9	9A 市民税所得割 68,200円 以上 77,101円 未満	15,800	7,900	0	2,300	0	0	15,500	7,750	0	2,200	0	0	0
9	市民税所得割 77,101円 以上 78,000円 未満	15,800	7,900	0	15,800	7,900	0	15,500	7,750	0	15,500	7,750	0	0
10	市民税所得割 78,000円 以上 87,800円 未満	17,500	8,750	0	17,500	8,750	0	17,200	8,600	0	17,200	8,600	0	0
11	市民税所得割 87,800円 以上 97,000円 未満	19,300	9,650	0	19,300	9,650	0	18,900	9,450	0	18,900	9,450	0	0
12	市民税所得割 97,000円 以上 109,000円 未満	22,000	11,000	0	22,000	11,000	0	21,600	10,800	0	21,600	10,800	0	0
13	市民税所得割 109,000円 以上 121,000円 未満	25,000	12,500	0	25,000	12,500	0	24,500	12,250	0	24,500	12,250	0	0
14	市民税所得割 121,000円 以上 133,000円 未満	28,000	14,000	0	28,000	14,000	0	27,500	13,750	0	27,500	13,750	0	0
15	市民税所得割 133,000円 以上 145,000円 未満	31,000	15,500	0	31,000	15,500	0	30,400	15,200	0	30,400	15,200	0	0
16	市民税所得割 145,000円 以上 157,000円 未満	33,000	16,500	0	33,000	16,500	0	32,400	16,200	0	32,400	16,200	0	0
17	市民税所得割 157,000円 以上 169,000円 未満	35,000	17,500	0	35,000	17,500	0	34,400	17,200	0	34,400	17,200	0	0
18	市民税所得割 169,000円 以上 235,000円 未満	36,500	18,250	0	36,500	18,250	0	35,800	17,900	0	35,800	17,900	0	0
19	市民税所得割 235,000円 以上 301,000円 未満	38,000	19,000	0	38,000	19,000	0	37,300	18,650	0	37,300	18,650	0	0
20	市民税所得割 301,000円 以上 349,000円 未満	40,000	20,000	0	40,000	20,000	0	39,300	19,650	0	39,300	19,650	0	0
21	市民税所得割 349,000円 以上 397,000円 未満	42,000	21,000	0	42,000	21,000	0	41,200	20,600	0	41,200	20,600	0	0
22	市民税所得割 397,000円 以上 450,000円 未満	43,000	21,500	0	43,000	21,500	0	42,200	21,100	0	42,200	21,100	0	0
23	市民税所得割 450,000円 以上	44,000	22,000	0	44,000	22,000	0	43,200	21,600	0	43,200	21,600	0	0

この表は、令和4年4月1日現在のものです。

幼児教育・保育の無償化のご案内

も く じ

1 幼児教育・保育の無償化の概要について	19~21ページ
2 保育園・認定こども園の保育園部を利用している子ども	22ページ
3 認定こども園の幼稚園部・新制度の幼稚園を利用している子ども	23~24ページ
4 副食費の取扱いについて	25~26ページ
5 無償化に関するQ&A	27ページ
提出書類 様式集 ※申請書や就労証明書等の各様式	29~55ページ
幼児教育・保育の無償化については、安中市ホームページでもご案内しています。 トップページ>生活ガイド「育児」>幼児教育・保育の無償化のご案内	

安中市

本庁子ども課幼児教育保育係・松井田支所住民福祉課福祉子ども係
TEL : 027-382-1111 内線 : 1162. 1163. 1165. 2153

1 幼児教育・保育の無償化の概要について

○幼児教育・保育の無償化とは

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育・保育における保護者の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点から、令和元年10月1日より実施されています。

対象となるお子さんは、3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）のお子さんと、0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さんとなります。

対象となる教育・保育施設・サービスは、従来の認可施設（保育所・認定こども園など）に在園する場合だけでなく、認可外保育施設や預かり保育などのサービスを利用する場合にも、一定の条件のもと上限額の範囲内で利用料（保育料）が無償化となります。

一方、利用する施設に応じて発生する給食費（主食・副食ともに）、行事費、通園送迎費などは、利用料（保育料）とは異なる実費負担部分となりますので、引き続き保護者負担となります。

○無償化の対象となる子ども並びに教育・保育施設、サービスについて

区分		対象児童		
		(1) 3歳児クラスから5歳児クラスの子ども (2) 0歳児クラスから2歳児クラス（満3歳を含む）の住民税非課税世帯の子ども		
		利用料または無償化の上限額	無償化の申請 (市への手続)	保育の必要性の認定 (市への手続)
現在利用している (代表的な教育・保育施設、サービス)	① 認可保育所	0円	—	入園時に確認済み
	② 認定こども園の保育園部 (地域型保育事業を含む)	0円	—	入園時に確認済み
	③ 認定こども園の幼稚園部	0円（注釈1）	—	—
	④ 幼稚園(新制度移行済)	0円（注釈1）	—	—
	⑤ 幼稚園(新制度未移行)	月額25,700円まで（注釈1）	必要	—
	⑥ 幼稚園(認定こども園幼稚園部も含む) + 預かり保育	幼稚園の利用料に加え、 日額450円(月額11,300円)まで (満3歳の間は日額450円(月額16,300円)まで)	必要	必要
	⑦ 認可外保育施設	月額37,000円まで (0～2歳は月額42,000円まで)	必要	必要
	⑧ 企業主導型保育施設	標準的な利用料が無償	—	入園時に確認済み
	⑨ 一時預かり、病(後)児保育、 ファミリー・サポート・センター (注釈2)	月額37,000円まで (0～2歳は月額42,000円まで)	必要	必要

(注釈1) 開始年齢について、原則、小学校就学前の3年間が無償化となりますが、幼稚園（認定こども園の1号を含む）部分については、学校教育法の規定に鑑み、満3歳（3歳の誕生日）から無償化となります。

(注釈2) 保育園、認定こども園の保育園部及び企業主導型保育施設のいずれかに在園する児童は、対象外となります。

(その他) 小学校就学前の、障害児発達支援施設等を利用している児童についても無償化の対象です。幼稚園、保育園、認定こども園等と併せて利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

○無償化の給付認定

前ページの一覧表で、お子さんが利用している施設・サービスのうち、無償化の申請が「必要」となっている場合は、市に申請し、無償化の給付認定（子育てのための施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

この認定は、すでに保育所や認定こども園等を利用している場合に受けている「教育・保育給付認定（支給認定）」とは別のものとなります。特に、保育施設・サービスを利用する場合、「保育の必要性」についても合わせて認定を受ける必要がありますので、実際に保育施設・サービスを利用する前に、忘れずに申請してください。

●1号～3号（教育・保育給付認定）

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	・認定こども園(幼稚園部) ・新制度幼稚園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・保育園 ・認定こども園(保育園部)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・保育園 ・認定こども園(保育園部) ・地域型保育事業

■新1号～新3号（子育てのための施設等利用給付認定）

認定区分	対象となる子ども	無償化となる主な施設・事業
新1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	・未移行幼稚園
新2号認定	3歳児クラス（年少）以上で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・幼稚園（認定こども園幼稚園部も含む）＋預かり保育 ・認可外保育施設 ・一時預かり、ファミリー・サポート・センターなど
新3号認定	0～2歳児クラス（満3歳も含む）で、住民税非課税世帯かつ、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	

○保育の必要性の認定

「保育の必要性」とは、保護者の就労その他の理由で、家庭において必要な保育ができない状況をいいます。「保育の必要性」の認定を受けるには、以下の認定事由に該当することが必要です。

認定事由の基準は、教育・保育給付認定の2号・3号認定を受けるための基準と同じです。

認定を受けるための必要書類は、29ページからの様式集に付属のものをご利用ください。

認定事由		必要書類
①就労	外勤、内職、農業等で就労している場合（1ヶ月64時間以上の就労が必要）	就労証明書
②妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合（産前2ヶ月・産後3ヶ月）	母子手帳の写し
③疾病・障害	病気または障害があり保育できない場合	手帳または診断書の写し
④介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている場合	介護・看護を受ける人の診断書等の写し
⑤災害復旧	火災・風水害等によりその復旧のために保育できない場合	市にご相談ください
⑥求職活動	求職活動のため保育できない場合（認定日から3ヶ月）	申立書
⑦就学	就学のため保育ができない場合（自動車学校・通信教育・自宅学習等は除く）	在学証明書
⑧育児休業	育児休業取得時に既に保育施設等を利用して、継続利用が必要な場合	育児中の継続利用の申立書
⑨その他	上記に類する場合	

○利用開始後変更が生じた場合

施設等利用給付認定の認定事項に変更があった場合は、施設等利用給付認定変更申請書兼変更届等の提出が必要となります。変更が生じた場合は、下表の書類を早急に提出してください。

認定事項の内容に変更があったにもかかわらず施設等利用給付認定変更届の提出がない場合、無償化の対象とならなくなる場合もありますのでご注意ください。

認定事項の変更がある場合、変更が生じる月の前月20日までに本庁子ども課・松井田支所住民福祉課に届くように必要書類を提出してください。

変更の内容	必要な提出書類	
認定区分(新1. 新2. 新3号)を変更する場合	「施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」(P54)	認定事由等により異なります。 P20で必要書類を確認してください。
認定事由(就労、求職活動等)を変更する場合		
就労先の変更		変更内容が分かる資料
就労を開始したとき		
婚姻や離婚等による世帯構成の変更		子ども課に連絡してください。
税額(市町村民税額)が変更した場合		
利用施設を変更又は退園する場合		
市外へ転出する場合		



2 保育園・認定こども園の保育園部を利用する子ども

○保育料の無償化

3歳児クラス（年少）から5歳児クラス（年長）のお子さんと、0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さんは、市から決定される保育料が0円となります。**申請は必要ありません。**

なお、**延長保育料、休日保育料、教材費、行事費、給食費※**などは無償化の対象となりませんので、保護者の負担となります。

また、**認可外保育施設やその他の保育サービスを併用して利用している場合、その費用は無償化の対象とはなりません。**

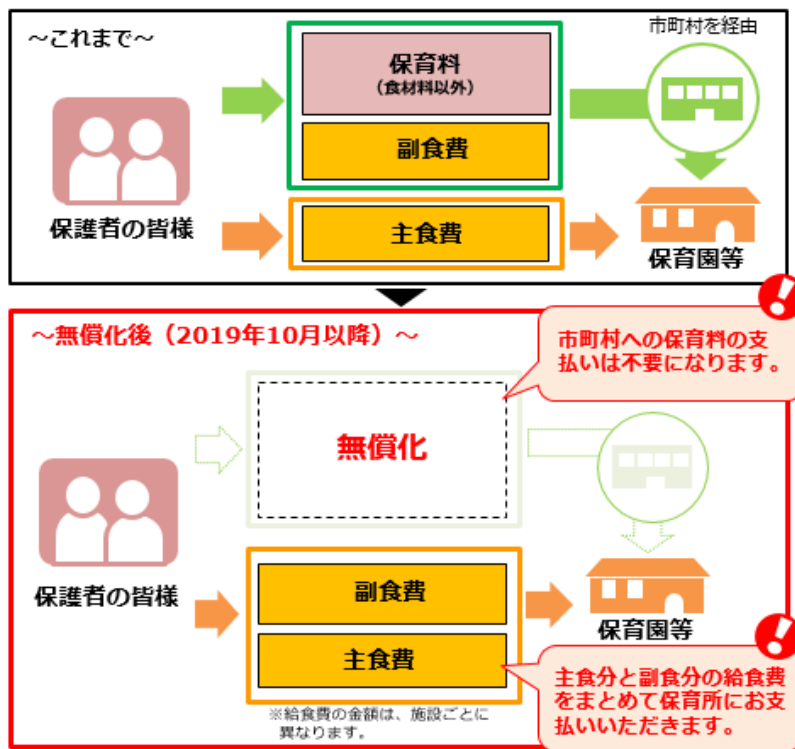
※給食費の取扱いについて、詳しくは25～26ページをご覧ください。

子どもの年齢	保育料
3歳児クラス～5歳児クラス	無償 (副食費を除いた保育料部分のみ)
0歳児～2歳児クラス 住民税非課税世帯の場合	無償 (主食・副食費込み)
0歳児～2歳児クラス 住民税課税世帯の場合	所得等に応じて市が設定する保育料

○3歳児クラス～5歳児クラスの給食費の支払い方

3歳児クラスから5歳児クラスの給食費は、2歳児クラスまでは保育料に含まれていた副食費（おかず、おやつなど）が実費となり、主食費と副食費をまとめて施設にお支払いいただくこととなります。

なお、副食費の金額は施設によって異なり、施設から保護者へ示されます。



※公立保育園の場合は、これまでの保育料と同様、納付書または口座振替にて市にお支払いいただけます。

- 年収約360万円未満相当世帯および第3子以降は、副食費の支払いが免除されます。
- 副食費が免除となる基準については、25～26ページをご覧ください。

3 認定こども園の幼稚園部・新制度の幼稚園を利用する子ども

○預かり保育の利用料の無償化

申請の上、市から「子育てのための施設等利用給付認定（新2号または新3号）」を受けた場合、預かり保育の利用料が上限の範囲内で無償（施設の代理受領）となります。

ただし、預かり保育を利用する際のおやつ代などは利用料に含まれないので、無償化とはなりません。

預かり保育の利用料の無償化の上限額	3歳児クラス以上(新2号)	満3歳の非課税世帯(新3号)
	日額 450円まで (最大で月 11,300円まで)	日額 450円まで (最大で月 16,300円まで)

①無償化の対象額は、1日あたり450円が基本となります。例えば、ひと月に20日利用した場合は、その月は9,000円が無償化の上限額となります。

②預かり保育の利用は、土日・祝日に利用した金額も含まれます。ただし、日額450円の上限については曜日に関わらず適用されます。

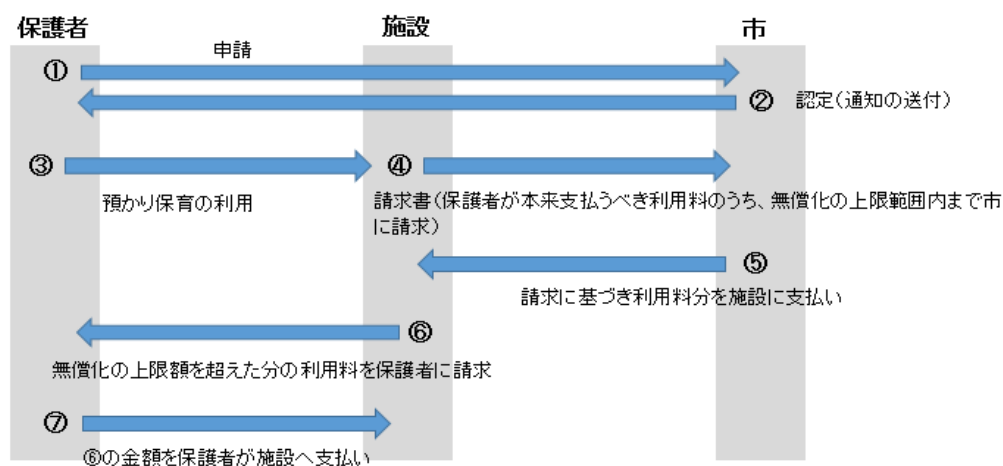
③夏休み等、幼稚園部が長期休業になる月であっても、日額450円の上限は変わりませんのでご注意ください。

④預かり保育の利用料や利用申し込みについては、直接在園する認定こども園等にお問い合わせください。

(1)預かり保育の利用料の無償化の流れ

- ①保護者が市に「子育てのための施設等利用給付認定」（新2号・新3号認定）の申請
- ②市が申請内容を確認後、要件を満たす場合は「施設等利用給付認定通知書」を保護者に交付
- ③お子さんの預かり保育の利用開始（保護者はいったん利用料を支払わずに利用してください）
- ④施設は、利用したお子さんごとに毎月の利用料を集計し、無償化の上限額の範囲内で市へ請求（施設が市へ請求）
- ⑤市は、施設からの請求に基づき、利用料分を施設へ支払い（代理受領・市は施設へ支払い）
- ⑥施設は、無償化の上限額を超えた金額のみ後日保護者へ請求（施設は保護者へ請求）
- ⑦保護者は、⑥で請求のあった利用料を施設へ支払い（保護者は施設へ支払い）

預かり保育の利用料の無償化の流れ（令和3年度から）



(2) 預かり保育の利用料の無償化に必要な書類

預かり保育の利用料が無償化になるためには、以下の書類を提出する必要があります。提出は、在園する認定こども園または幼稚園に提出をお願いいたします。

提出書類		書類が置いてある場所	提出期限
1	子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)	市内の認定こども園 安中市役所子ども課 松井田支所住民福祉課	原則として利用を開始する前月の20日まで ※20日が土日・祝日の場合は、その直前の平日まで
2	「保育の必要性」を確認できる書類(就労証明書等)		

●保育の必要性の認定

「保育の必要性」とは、保護者の就労その他の理由で、家庭において必要な保育ができない状況をいいます。「保育の必要性」の認定を受けるには、以下の認定事由に該当することが必要です。

なお、認定事由の基準は、教育・保育給付認定の2号・3号認定を受けるための基準と同じです。

認定事由		必要書類
①就労	外勤、内職、農業等で就労している場合(1ヶ月64時間以上の就労が必要)	就労証明書
②妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合(産前2ヶ月・産後3ヶ月)	母子手帳の写し
③疾病・障害	病気または障害があり保育できない場合	手帳または診断書の写し
④介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている場合	介護・看護を受ける人の診断書等の写し
⑤災害復旧	火災・風水害等によりその復旧のために保育できない場合	市にご相談ください
⑥求職活動	求職活動のため保育できない場合(認定日から3ヶ月)	申立書
⑦就学	就学のため保育ができない場合(自動車学校・通信教育・自宅学習等は除く)	在学証明書
⑧育児休業	育児休業取得時に既に保育施設等を利用して、継続利用が必要な場合	育休中の継続利用の申立書
⑨その他	上記に類する場合	

(3) 保育の必要性についての現況確認(現況届)

「子育てのための施設等利用給付認定(新2号または新3号)」を受けていて、その認定の継続を希望する場合、年に1回保育の必要性について現況確認を行うこととされております。

現況届として、別紙「子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)」及び「保育の必要性」の認定事由に応じた必要書類を、子ども課まで提出してください。

預かり保育の利用料は、申請しないと無償化になりません。忘れずに申請してください。



4 副食費の取扱いについて

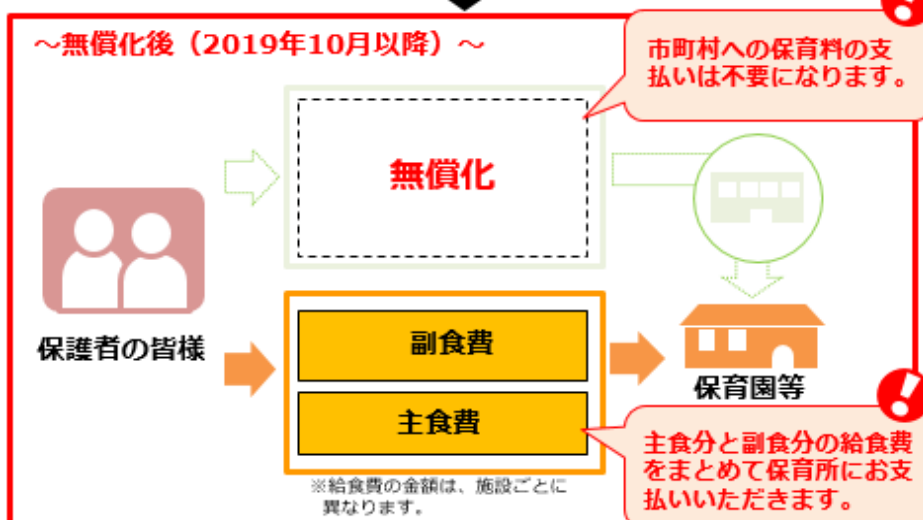
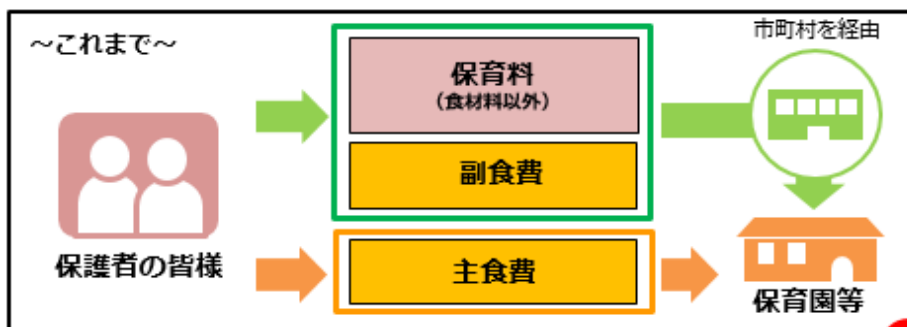
令和元年10月から、3歳児クラス～5歳児クラスのお子様については保育料が無償化されました。

ただし、保育施設の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、**保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の負担となります。**

○給食費の考え方

在園施設	子どもの年齢	令和元年10月以降の給食費	
		主食費 (お米)	副食費 (おかず・おやつ)
・認定こども園幼稚園部 ・新制度幼稚園	満3歳及び3歳児クラス～ 5歳児クラス	保護者が園に支払い または お米を持参	保護者が園に支払い
・保育園 ・認定こども園保育園部	3歳児クラス～ 5歳児クラス	保護者が園に支払い または お米を持参	保護者が園に支払い ※公立保育園の場合 は市に支払い
・保育園 ・認定こども園保育園部	0歳児～2歳児クラス	保育料に込み	
		保育料に込み	

●保育園等に在園している児童の給食費の支払い方法変更のイメージ



※公立保育園の場合は、これまでの保育料と同様、納付書または口座振替にて市にお支払いいただきます。

○副食費の免除の要件について

以下の施設を利用する子どもで一定の要件を満たす場合、施設へ支払うべき副食費が免除となります。

従来の保育料の減額・免除の考え方と同様になりますが、「年収約360万円未満相当世帯」については、従来よりも対象者が拡大されました。

対象児童	利用する主な施設	免除になった場合
3歳児クラスから 5歳児クラス	保育園・ 認定こども園保育園部・ 地域型保育事業	保護者の支払いなし
満3歳から5歳児クラス	認定こども園幼稚園部・ 新制度幼稚園	保護者の支払いなし

(1)対象児童が第3子目以降である場合

子どもを3人以上扶養している場合、申請に基づき第3子目以降の就学前児童について、副食費が免除となります。

申請に基づき免除となります。申請がない場合は、該当になりません。

申請の際は、入園時は19ページの、変更時は45ページの「施設利用者負担額（保育料）減免または副食費免除判定に係る申請書」の該当欄に記入の上、関係書類を添えて提出してください。

※「子ども」とは：子ども・子育て支援法第6条の子ども（18歳未満）とします。

(2)対象児童が「年収約360万円未満相当世帯」の子どもである場合

「年収約360万円未満相当世帯」とは、以下の世帯となります。

① 1号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、
77,101円未満の世帯

② 2号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、
57,700円未満の世帯

※ひとり親家庭等（「母子・父子世帯」「在宅障害児（者）のいる世帯」）については、77,101円未満

この世帯に該当する対象児童となる子どもは、**第何子目かにかかわらず、副食費が免除となります。**

「年収約360万円未満相当世帯」の子どもに該当するかは、市で課税台帳等を確認の上決定いたします。

○副食費の免除対象となった際は

免除開始となる前月中に、市から副食費が免除となる通知を保護者あてに送付します。同時に、在園施設にも副食費が免除となる子どもについてお知らせし、保護者から徴収しないようにします。

5 無償化に関するQ&A

Q. 無償化の申請は必ず必要ですか？

- A. 無償化の申請が必要なお子さんは、以下のとおりとなります。
- ・ 2号・3号認定を受けて保育園や認定こども園の保育園部に在園している児童
→ 無償化の申請は不要です。
 - ・ 1号認定を受けて認定こども園の幼稚園部や新制度の幼稚園に在園している児童
→ 無償化の申請は不要です。ただし、預かり保育については申請が必要です。
 - ・ 未移行幼稚園や認可外保育施設等を利用している児童
→ 無償化の申請が必要です。
- このうち、預かり保育や認可外保育施設等を利用している場合は、「保育の必要性」についても同時に認定が必要です。

Q. 無償化の「代理受領」と「償還払い」とはどのようなものですか？

- A. 「代理受領」とは、本来保護者へ請求すべき保育料（利用料）を、施設が保護者に代わって市に請求し受領することをいいます。「利用月の保育料（利用料）≦無償化の上限額」であれば、保護者の保育料（利用料）の負担はありません。
- 「償還払い」とは、保護者がいったん保育料（利用料）を利用施設に支払った後、保護者から市に請求していただき、市から保護者へ保育料（利用料）を支払う（償還する）ことをいいます。
- 預かり保育や認可外保育施設の無償化は、月ごとの無償化となる上限額が決まっておりますので、実際の保育料（利用料）と無償化の上限額を比べて、少ないほうの金額で代理受領や償還払いを行います。

Q. 無償化の申請書は毎年提出が必要ですか？

- A. 「施設等利用給付認定通知書」を受けたお子さんは、**毎年度「現況届」として申請書の提出が必要となります。**これにより、継続して無償化の対象となるか、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。

Q. 認定区分の変更や、世帯構成の変更などがある場合はどのような手続きが必要ですか？

- A. **施設等利用給付認定通知書の内容に変更がある場合**（婚姻や離婚等で世帯構成の変更があった場合、就労先を変更した場合、就労時間が大幅に変更になった場合、市町村民税の税額が変更になった場合等）、**施設等利用給付認定変更申請書兼変更届の提出が必要となります。**
- 変更が生じる月の前月20日までに本庁子ども課・松井田支所住民福祉課に届くように必要書類を提出してください。**詳細は、P51「利用開始後変更が生じた場合」を参照してください。

Q. きょうだいで申請を行う場合、就労証明書は人数分必要ですか？

- A. 勤務先等に人数分の証明をしていただく必要はありませんが、**必要枚数をコピーしていただき、それぞれの申請書類に必ず添付してください。**

Q. 同居の祖父母の就労証明書も必要ですか？

- A. 提出していただく必要はありません。

Q. 「子育てのための施設等利用給付認定（新2号または新3号）」を申請するにあたり、「疾病・障害」を理由で認定を受けるには、どんな手続きを取ればよいですか？

- A. 「疾病・障害」で保育認定を受ける場合、「家庭で保育が困難である」ことが必要となります。「申立書」および「診断書」を提出してください。なお、**医師の診断書に「家庭で保育が可能である」と記載されている場合は、「疾病・障害」を理由として認定することはできません。**
- なお、保護者が「身体障害者手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」が交付されている場合は、「申立書」および「手帳の写し」を提出してください。

★その他不明な点があれば、お気軽に本庁子ども課(027-382-1111 内線1162.1163.1165)にお問い合わせください。

その他の保育サービス

休日保育

現在保育園等を利用している市内在住の保育認定子ども(2号、3号認定)を休日(日曜日及び祝日)に給付認定を受けた事由と同一の事由で保育を実施するものです。

*年末年始や実施園の都合により、休日保育が実施できない日があります。

実施園

施設名	電話番号	住所
後閑あさひ保育園	027-385-5541	安中市中後閑724

問い合わせ先

安中市役所 子ども課幼児教育保育係 TEL027-382-1111(内線1162.1163.1165)または後閑あさひ保育園

病児保育

病児保育とは、主に保育園等に通っている子どもが病気になった場合に、子どもを保育園等では預かることができず、かつ仕事が休めないなどの理由で家庭での看護が困難な保護者に代わって、専用施設で保育士や看護師が保育や看護するものです。

利用できる施設

施設名	電話番号	住所
病児保育室「あおぞら」	027-388-8731	高崎市下小鳥町1234-2
病児保育室「かめさん」	027-329-7505	高崎市柳川町4
病児・病後児保育室「のびのび」	027-330-6040	高崎市高関町511-1
病児病後児保育室「杉の子ノア」	027-384-2686	高崎市上中居町418-2 2F

利用方法

申込手続き、対象年齢、利用料金、利用時間などは施設ごとに異なりますので、各施設へお問い合わせください。

病後児保育

傷病の回復期にあり他の児童との集団保育が困難な児童を一時的に預かる事業で、保育園で保育士や看護師が保育や看護するものです。

実施園

施設名	電話番号	住所
原市保育園	027-385-5233	安中市築瀬25-1

対象児童・・・1歳から小学校3年生までの市内在住者の児童又は保護者が市内に勤務する児童

問い合わせ先

安中市役所 子ども課幼児教育保育係 TEL027-382-1111(内線1162.1163.1165)または原市保育園

令和5年度 保育園・幼稚園・認定こども園 入園案内

提出書類 様式集

※提出いただく際は、2～4ページを確認し認定申請に必要な書類があるか、記入もれがないか確認し、**提出締切日までに第一希望の園(継続利用の場合は、在籍している園)に提出**してください。

も く じ

入園申込関係書類	新規・継続	○施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書	30～33ページ
		○施設利用者負担額（保育料）減免または副食費免除判定に係る申請欄	31ページ
		○個人番号（マイナンバー）申告書	34～37ページ
		○就労証明書 ※保護者1人につき、1部必要です。	38～41ページ
		○申立書	42ページ
		○育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書	43ページ
		○診断書	44ページ
		○管外保育希望理由書	45ページ
	変更	○施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定変更申請書	46～49ページ
		○施設利用者負担額（保育料）減免または副食費免除判定に係る申請欄	47ページ

幼児教育・保育の無償化関係書類	新規・継続	○子育てのための施設等利用給付認定申請書（新2号・新3号用）	50～53ページ
		○就労証明書 ※保護者1人につき、1部必要です。	38～41ページ
		○申立書	42ページ
		○育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書	43ページ
		○診断書	44ページ
	変更	○施設等利用給付認定変更申請書兼変更届	54～55ページ

安中市

本庁子ども課幼児教育保育係・松井田支所住民福祉課福祉子ども係
TEL：027-382-1111 内線：1162. 1163. 1165. 2153

詳しくはこちらを
ご覧ください



提出書類一覧表

申請書類	<p>入園申込関係書類</p> <p>新規の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎教育・保育給付認定申請書 ◎マイナンバー申告書 <p>継続の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎教育・保育給付認定申請書（現況届） <p>変更の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎教育・保育給付認定変更申請書
	<p>無償化の関係書類</p> <p>新規・継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎子育てのための施設等利用給付認定申請書 <p>変更の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎施設等利用給付認定変更申請書兼変更届
保育認定書類	<p>就労</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎就労証明書 <p>妊娠・出産</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎申立書 ◎母子手帳の写し（表紙と分娩予定日の記載ページ） <p>疾病障害、介護看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎申立書 ◎診断書 ◎障害者手帳の写し <p>育児休業中</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎就労証明書 ◎育児継続申立書（継続利用のみ） <p>就学</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎申立書 ◎在学証明書等 <p>求職活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎申立書
	<p>市外の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎管外保育希望理由書 <p>ひとり親</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎戸籍謄本又は福祉医療費受給資格者証の写し <p>離婚調停中</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎離婚調停中の証明書類 <p>第3子目以降の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎保険証の写し（世帯全員） ※状況によって戸籍謄本 <p>課税情報が確認できない者</p> <p>令和4年1月1日に安中市に住民登録がない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎令和4年度市町村民税所得課税証明書（非課税証明書） ※マイナンバーの提出があれば不要 <p>令和5年1月1日に安中市に住民登録がない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎令和5年度市町村民税所得課税証明書（非課税証明書） ※マイナンバーの提出があれば不要 <p>海外在住</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎年収が確認できる書類（詳細は子ども課へ）
その他の書類（該当する場合のみ）	<p>【減免対象になる場合】</p> <p>★申請に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の場合 → ◎戸籍当異本又は福祉医療費受給資格者証の写し 障害がある場合 → ◎障害者手帳の写し 第3子目以降の場合 → ◎世帯全員の保険証の写し など

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書

※保育園については、「保育所入所申込書」も兼ねています。

令和 年 月 日

安中市長 様

保護者(父親)氏名

保護者(母親)氏名

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

対象児童	(ふりがな) 氏 名	生年月日	令和5年 4月1日の 年齢	性別	障害者手帳 等の有無
		平成 令和 年 月 日生		男・女	有・無
現住所	安中市	令和4年1月1日の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> その他()		
		令和5年1月1日の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> その他()		
保護者連絡先	父連絡先 : - - 母連絡先 : - -				
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の有無	有 (2,3号認定) : 保護者の労働または疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願する場合を含む) → 1から5まで全て記入				
	無 (1号認定) : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願する場合を除く) → 1, 2, 4, 5を記入				

※1 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

※2 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

1 世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日	満年齢 (令和5.4.1現在)	職業又は勤務先 (学校、保育所等)	障害者手帳 等の有無	備考
入 所 児 童 の 世 帯 員		父	・ ・			有・無	
		母	・ ・			有・無	
			・ ・			有・無	
			・ ・			有・無	
			・ ・			有・無	
			・ ・			有・無	
			・ ・			有・無	
			・ ・			有・無	
生活保護の適用の有無		無 ・ 有 (年 月 日保護開始)					

2 利用を希望する期間及び希望する施設

利用を希望する期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
利用を希望する施設名 及び希望理由	第1希望施設 (希望理由)
	第2希望施設 (希望理由)
	第3希望施設 (希望理由)

3 保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働または疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由			備考	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・家庭内暴力 <input type="checkbox"/> その他()				
		勤務先名	電話番号			
		通勤時間 (片道)	時間	分		※通勤時間を就労時間に加算して時間区分を決定します。
希望する利用時間		利用曜日		利用時間		
		月・火・水・木・金・土		時 分 から 時 分 まで		

4 家庭の状況

家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等 (下記の「施設利用者負担額(保育料)減免または副食費免除判定に係る申請欄」についても記入してください。)
	<input type="checkbox"/> 上記以外

5 税情報等の提供に当たっての同意

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯員を含む。)及び世帯情報等を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額又は副食費徴収免除判定結果について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 _____

施設利用者負担額(保育料)減免または副食費免除判定に係る申請欄

次のとおり利用者負担額(保育料)の減額又は免除若しくは副食費の免除を申請します。

該当事由	<input type="checkbox"/> ① ひとり親家庭 (添付書類:戸籍謄本 または 福祉医療費受給資格者証の写し) <input type="checkbox"/> ② 在宅障害児(者)のいる世帯 (添付書類:障害者手帳等の写し) <input type="checkbox"/> ③ 第3子目以降の児童 (添付書類:世帯全員分の保険証の写し ※1)
------	--

※該当するものに☑してください。

- ※1 添付書類や公簿等で確認が困難な場合、戸籍謄本等扶養人数がわかる書類を提出いただく場合があります。
- ※2 ①、②については、市町村民税の所得割額等により、減額又は免除とならない場合があります。
- ※3 きょうだいで申請の場合は、それぞれ申請してください。
- ※4 上記「該当事由」に変更があった場合は、必ず申し出てください。
- ※5 記載もれがある場合、保育認定に影響を及ぼす場合がありますので、記載もれがないよう確認のうえ提出してください。

※市確認欄(記入しないでください)

判定結果	①ひとり親 ②世帯内障害者有 ③第3子目以降 ④左記のいずれも非該当
保育料市階層区分判定	①ひとり親家庭等(A階層)該当 ②第3子目以降該当 ③左記のいずれも非該当
副食費免除判定結果	国の基準に基づく免除 ・ 安中市独自の基準に基づく免除 ・ 免除非該当
減免・免除期間	年 月 から 年 月 まで

認定申請書 記入例

新規 **継続**
(現況届)

施設型給付費・地域型保

該当するものにしてください

付認定申請書

入所申込書」も兼ねています。

令和 4 年 9 月 16 日

安中市長 様

保護者(父親)氏名 **安中 一郎**

保護者(母親)氏名 **安中 花子**

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請します。

対象児童	(ふりがな) 氏 名	生年月日	令和5年 4月1日の 年齢	性別	障害者手帳 等の有無
	あんなか たろう 安中 太郎	平成 令和 2 年 5 月 1 日 生	2	<input checked="" type="radio"/> 男・女	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
現住所	安中市 安中1-23-13	令和4年1月1日の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他(高崎市)		
		令和5年1月1日の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> その他()		
保護者連絡先	父連絡先 : 090 - 0000 - 0000 母連絡先 : 080 - 0000 - 0000				
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 (2,3号認定)	保護者の学働または疾病等の理由により、保育証等による 保育園・認定こども園(保育部分)を利用する場合→有 幼稚園・認定こども園(教育部分)を利用する場合→無 に○をつけてください			まで全て記入
	<input type="radio"/> 無 (1号認定)				5を記入

※1 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

※2 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

1 世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏 名	続柄	生年月日	満年齢 (令和5.4.1現在)	職業又は勤務先 (学校、保育所等)	障害者手帳 等の有無	備考
入 所 児 童 の 世	あんなか いちろう 安中 一郎	父	S60・5・2	37	株式会社〇〇〇〇	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	あんなか はなこ 安中 花子	母	S61・4・3	36	株式会社〇〇〇〇	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	あんなか うめこ 安中 梅子	長女	H23・4・4	11	〇〇小学校	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	あんなか じろう 安中 二郎	祖父	S30・4・5	67	無職	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
	あんなか すぎこ 安中 杉子	叔母	S63・4・6	34	〇〇〇美容室	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="radio"/> 無					

世帯分離していても同居している方
全員を記入してください

「令和5年4月1日から
小学校就学前の3月31日まで」
※P9「算定年齢(クラス)編成表」を
参考に記入してください

2 利用を希望する期間及び希望する施設

利用を希望する期間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで		
利用を希望する施設名 及び希望理由	第1希望施設	<input type="checkbox"/> 〇〇〇 こども園	(希望理由) 勤務先に近いため
	第2希望施設	<input type="checkbox"/> △△△ 保育園	(希望理由) 延長保育をしているため
	第3希望施設	<input type="checkbox"/> □□□ 保育園	(希望理由) 自宅に近いため

3 保育の利用を必要とする理由

※保護者の労働または疾病等の理由を記入してください。

保育の利用を必要とする理由を☑してください
就労している場合は、通勤時間も記入してください

保育の利用を必要とする理由	続柄		備考	
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・家庭内暴力 <input type="checkbox"/> その他()		
		勤務先名	株式会社〇〇〇〇	電話番号 027-000-0000
		通勤時間 (片道)	時間 20 分	※通勤時間を就労時間に加算して時間区分を決定します。
希望する利用時間	<input checked="" type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他()	電話番号 027-000-0000	※通勤時間を就労時間に加算して時間区分を決定します。	
希望する利用曜日	月・火・水・木・金・土	利用曜日	利用時間	
			7時30分から18時00分まで	

希望する利用時間を記入してください
※ここに記載した時間のみの利用となる訳ではありません

4 家庭の状況

家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等 (下記の「施設利用者負担額(保育料)減免または副食費免除判定に係る申請欄」についても記入してください。) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外
-------	---

ひとり親家庭等は☑して、下記の減免申請欄にもチェックしてください

5 税情報等の提供に当たって

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯員を含む。)及び世帯情報等を開覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額又は副食費徴収免除判定結果について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 安中 一郎

施設利用者負担額(保育料)減免または副食費免除判定に係る申請欄

該当する項目すべてに☑

(保育料)の減額又は免除若しくは副食費の免除を申請します。

該当事由	<input type="checkbox"/> ① ひとり親家庭 (添付書類:戸籍謄本 または 福祉医療費受給資格者証の写し) <input type="checkbox"/> ② 在宅障害児(者)のいる世帯 (添付書類:障害者手帳等の写し) <input type="checkbox"/> ③ 第3子目以降の児童 (添付書類:世帯全員分の保険証の写し ※1)
------	--

※該当するものに☑してください。

※1 添付書類や公簿等で確認が困難な場合、戸籍謄本等扶養人数がわかる書類を提出いただく場合があります。

※2 ①、②については、市町村民税の所得割額等により、添付書類を忘れずに用意してください

※3 きょうだいで申請の場合は、それぞれ申請してください。

※4 上記「該当事由」に変更があった場合は、必ず申し出てください。

※5 記載もれがある場合、保育認定に影響を及ぼす場合がありますので、記載もれがないよう確認のうえ提出してください。

※市確認欄(記入しないでください)

判定結果	①ひとり親 ②世帯内障害者有 ③第3子目以降 ④左記のいずれも非該当
保育料市階層区分判定	①ひとり親家庭等(A階層)該当 ②第3子目以降該当 ③左記のいずれも非該当
副食費免除判定結果	国の基準に基づく免除 ・ 安中市独自の基準に基づく免除 ・ 免除非該当
減免・免除期間	年 月から 年 月まで

「個人番号（マイナンバー）申告書」及び「個人番号確認書類」「身元確認書類」の提出について

特定教育施設（保育園・認定こども園・事業所内保育所）を利用するにいたり、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。なお、マイナンバーの利用で添付書類の一部（所得課税証明書等）が省略できるようになります。

個人番号（マイナンバー）が記載されている面を内側にこの用紙を半分に折り、個人番号（マイナンバー）が見えないようにのり付けして提出してください。

代理人が申請される場合は、下記委任状に必要事項をご記入のうえ提出してください。

代理人が申請する場合	委任状
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">代理人</div>	令和 年 月 日
住所	
氏名	
生年月日	年 月 日
上記の者を代理人と定め、個人番号（マイナンバー）申告の権限を委任します。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">本人</div>	住所
	氏名
	生年月日
	年 月 日
	※本人記入欄については、本人の自署でお願いいたします。 ※代理人の方が「個人番号（マイナンバー）申告書」を持参する場合は、「身元確認書類」をご提示ください。 ※申請者が夫で、妻が窓口にて「個人番号（マイナンバー）申告書」を持参する場合は、委任状が必要です。 （代理人→妻、本人→夫）


必ず記入してください

利用を希望する施設名 _____

対象(申込)児童氏名 _____

保護者(申請者)氏名 _____

電話番号 _____ (父・母)

	個人番号(マイナンバー)確認書類	身元確認書類	
	正しいマイナンバーであることの確認 	マイナンバーの正しい持ち主であることの確認 	
A	個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方は、個人番号（マイナンバー）カードの表裏で、個人番号確認、身元確認が行えます。 裏面  表面 		
B	以下の書類から1点 ・通知カード ・個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し 	【顔写真付身分証明書】 以下の書類から1点 ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード 等 	
C	以下の書類から1点 ・通知カード ・個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し 	【身分証明書】 以下の書類から2点 ・国民健康保険証 ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等 	

個人番号（マイナンバー）申告書

※「個人番号（マイナンバー）カード」または各自自治体より送付して
 おります個人番号をお知らせする「通知カード」をご確認いただき、
 世帯全員の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

①	(フリガナ) 保護者(申請者)氏名	申込児童 との続柄	個人番号（マイナンバー）					
	(フリガナ) 保護者(申請者以外)氏名	申込児童 との続柄	個人番号（マイナンバー）					
②	(フリガナ)							
③	(フリガナ) 対象(申込)児童氏名	申込児童 との続柄	個人番号（マイナンバー）					
④	(フリガナ) 同居者氏名	申込児童 との続柄	個人番号（マイナンバー）					
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								

保護者(申請者)の「個人番号確認書類」及び「身元確認書類」

※左表①②の□で囲われた方のみ確認書類を添付してください。

こちらに写しを添付してください

A	個人番号(マイナンバー)確認書類 正しいマイナンバーであることを確認 ※住所が変更している場合は、両面の写しが必要です。	身元確認書類 マイナンバーの正しい持ち主であることを確認 ※住所が変更している場合は、両面の写しが必要です。
	B 以下の書類から1点 ・通知カード ・個人番号(マイナンバー)が記載された住民票の写し	【顔写真付身分証明書】 以下の書類から1点 ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード 等
C	以下の書類から1点 ・通知カード ・個人番号(マイナンバー)が記載された住民票の写し	【身分証明書】 以下の書類から2点 ・国民健康保険証 ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等

「個人番号（マイナンバー）申告書」及び
「個人番号確認書類」「身元確認書類」の提出について

特定教育施設（保育園・認定こども園・事業所内保育所）を利用したり、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。なお、マイナンバーの利用で添付書類の一部（所得課税証明書等）を利用しました。

個人番号（マイナンバー）が記載されている面を内側にこの用紙を干渉なく貼り付け、個人番号（マイナンバー）が見えないように提出してください。

記入例









必ず記入

利用を希望する施設名 **〇〇〇こども園**

（申込）児童氏名 **安中 太郎**

（申請者）氏名 **安中 一郎**

電話番号 **090-0000-0000** (父・母)

	個人番号(マイナンバー)確認書類	身元確認書類
	正しいマイナンバー 	持ち主であることの確認 
A	個人番号（マイナンバー）カードを お持ちの方は、個人番号（マイ ナンバー）カードの表裏で、個人 番号確認、身元確認が行えます。 	
B	以下の書類から1点 ・通知カード ・個人番号（マイナンバー） が記載された住民票の写し 	【顔写真付身分証明書】 以下の書類から1点 ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード 等 
C	以下の書類から1点 ・通知カード ・個人番号（マイナンバー） が記載された住民票の写し 	【身分証明書】 以下の書類から2点 ・国民健康保険証 ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等 

代理人が申請される場合は、下記委任状に必要事項をご記入のうえ提出してください。

委任状

代理人が申請する場合

代理人 代理人

住所 **安中市安中1-23-13**

氏名 **安中 花子**

生年月日 **昭和 61 年 4 月 3 日**

令和 4 年 9 月 16 日

本人

上記の者を代理人と定め、個人番号（マイナンバー）申告の権限を委任します。

住所 **安中市安中1-23-13**

氏名 **安中 一郎**

生年月日 **昭和 60 年 4 月 2 日**

※本人記入欄については、本人の自署でお願いします。
 ※代理人の方が「個人番号（マイナンバー）申告書」を持参する場合は、「身元確認書類」をご提示ください。
 ※申請者が夫で、妻が窓口で「個人番号（マイナンバー）申告書」を持参する場合は、委任状が必要です。
 （代理人→妻、本人→夫）

個人番号（マイナンバー）申告書

※「個人番号（マイナンバー）カード」または各自治体よりお持ちの個人番号をお知らせする「通知カード」をご確認し、世帯全員の個人番号（マイナンバー）をご記入ください。

記入例

①	保護者(申請者)氏名 アンナカハコ	申込児童との続柄 父	個人番号(マイナンバー)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
	(フリガナ) アンナカハコ	申込児童との続柄													
②	保護者(申請者以外)氏名 アンナカハコ	申込児童との続柄 母	多子世帯の場合、対象(申込)児童のみこの欄に記入してください。												
	(フリガナ) アンナカハコ	申込児童との続柄													
③	対象(申込)児童氏名 アンナカハコ	申込児童との続柄 本人													
	(フリガナ) アンナカハコ	申込児童との続柄													
④	アンナカハコ	申込児童との続柄 姉													
	(フリガナ) アンナカハコ	申込児童との続柄													
⑤	アンナカハコ	申込児童との続柄 祖父													
	(フリガナ) アンナカハコ	申込児童との続柄													
⑥	アンナカハコ	申込児童との続柄 叔母													
	(フリガナ) アンナカハコ	申込児童との続柄													
⑦															
⑧															
⑨															
⑩															

保護者(申請者)の「個人番号確認書類」及び「身元確認書類」

①②の方
添付書類は上部分のみの貼り付けください。



①保護者(申請者)の
・個人番号確認書類
・身元確認書類 を添付



②保護者(申請者以外)の
・個人番号確認書類
・身元確認書類 を添付

忘れずに保護者〔①保護者(申請者)、②保護者(申請者以外)の確認書類を添付してください。住所が変更している場合両面の写しが必要です。〕

この面を内側に半分「たにおり」し、マイナンバーが見えないように「のり付け」してください。

就労証明書

安中市長 宛



証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																													
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ()																													
2	フリガナ 本人氏名	<table border="1"> <tr> <td>生年月日</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	生年月日	年	月	日																									
生年月日	年	月	日																												
3	本人住所																														
4	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 <small>(無期の場合は雇用開始日のみ)</small> <table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>～</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	年	月	日	～	年	月	日																						
年	月	日	～	年	月	日																									
5	就労先事業所名																														
6	就労先住所等	<table border="1"> <tr> <td>就労先住所 (所在地)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通勤手段</td> <td> <input type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄り() 就労先の最寄り() <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 () </td> </tr> </table>	就労先住所 (所在地)		通勤手段	<input type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄り() 就労先の最寄り() <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()																									
就労先住所 (所在地)																															
通勤手段	<input type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄り() 就労先の最寄り() <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()																														
7	就労先電話番号	— —																													
8	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()																													
9	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日</td> <td>合計時間</td> <td>月間</td> <td>時間</td> <td>分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td>一月当たりの就労日数</td> <td>月間</td> <td>日</td> <td>一週当たりの就労日数</td> <td>週間</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>時</td> <td>分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td>土曜</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>時</td> <td>分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td>日祝</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>～</td> <td>時</td> <td>分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日	合計時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)	一月当たりの就労日数	月間	日	一週当たりの就労日数	週間	日	平日	時	分	～	時	分 (うち休憩時間 分)	土曜	時	分	～	時	分 (うち休憩時間 分)	日祝	時	分	～	時	分 (うち休憩時間 分)
<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日	合計時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)																											
一月当たりの就労日数	月間	日	一週当たりの就労日数	週間	日																										
平日	時	分	～	時	分 (うち休憩時間 分)																										
土曜	時	分	～	時	分 (うち休憩時間 分)																										
日祝	時	分	～	時	分 (うち休憩時間 分)																										
10	就労時間 (変則就労の場合)	<table border="1"> <tr> <td>合計時間</td> <td><input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間</td> <td>時間</td> <td>分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> <tr> <td>就労日数</td> <td><input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間</td> <td>日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主な就労時間帯・シフト時間帯</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>～ 時 分 (うち休憩時間 分)</td> </tr> </table>	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	時間	分 (うち休憩時間 分)	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	日		主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)																	
合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	時間	分 (うち休憩時間 分)																												
就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	日																													
主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分	～ 時 分 (うち休憩時間 分)																												
11	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	<table border="1"> <tr> <td>年月</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>年月</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>年月</td> <td>年</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>日/月</td> <td>時間/月</td> <td>日/月</td> <td>時間/月</td> <td>日/月</td> <td>時間/月</td> <td>日/月</td> <td>時間/月</td> <td></td> </tr> </table>	年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月												
年月	年	月	年月	年	月	年月	年	月																							
日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月	日/月	時間/月																								
12	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日																													
13	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ～ 年 月 日																													
14	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日																													
15	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ～ 時 分 (うち休憩時間 分)																													
16	保育士資格等	資格・免許取得状況 <input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許 保育士等としての勤務実態の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無																													
17	備考欄																														

(※事業者証明欄はここまで)

保護者記載欄

児童名	生年月日	年	月	日	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 ()					
児童名	生年月日	年	月	日	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 ()					
児童名	生年月日	年	月	日	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 ()					

※記載にあたり、安中市ホームページに掲載されている「記載要領」も参照してください。

就労証明書 【記入の仕方】



必ず証明日を記載してください。

記入いただいた担当者の氏名・連絡先を記入してください。不明な点がある場合、確認および調査をする場合があります。

証明日	西暦 2022 年 9 月 12 日
事業所名	株式会社〇〇〇〇
代表者名	安中 五郎
所在地	安中市安中××番地
電話番号	027 - 382 - XXXX
担当者名	総務課 群馬 一郎
記載者連絡先	027 - 382 - XXXX

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本 No.1~17は事業主が記入してください。無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 情報・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス業 ()
2	フリガナ	アンナカ ハナコ
2	本人氏名	安中 花子
3	本人住所	安中市安中1-23-13
4	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input checked="" type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2022 年 4 月 1 日 ~ 2023 年 3 月 31 日
5	就労先事業所名	株式会社〇〇〇〇 高崎営業所
6	就労先住所等	就労先住所 (所在地) 高崎市高松町××番地 通勤手段 <input type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄り() <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()
7	就労先電話番号	027 - XXX - XXXX
8	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input checked="" type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()
9	就労時間 (固定就労の場合)	合計時間 月間 120 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
10	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 () 分 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 () 分 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
11	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 R4 年 6 月 21 日 / 月 126 時間 直近3ヶ月の勤務実績を記入してください(有給休暇取得日を含む)。証明日時時点で産休・育休中の場合は、産休に入る直前の3ヶ月の実績を記入してください。採用予定の場合は、実績ではなく予定として採用直後3ヶ月分を記入してください。
12	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
13	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日
14	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
15	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
16	保育士資格等	資格・免許取得状況 <input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許 保育士等と ()
17	備考欄	当初採用日:R2.4.1 契約更新の予定あり

この欄は保護者が記入してください。

就労者の雇用契約期間が有期の場合、備考欄に契約更新の有無について記入してください。

※事業者証明欄はここまで

保護者記載欄

児童名	安中 太郎	生年月日	R2 年 5 月 1 日	本人との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 ()		<input checked="" type="checkbox"/> 申込中 () ○〇こども園 ()		
児童名		生年月日		本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の	同時に多子の入園申込(現況届を含む)をする際は、コピーでも可。ただし、児童数分コピーし、各児童の申請書に添付してください。新規入園の場合は、第1希望施設名を記入してください。				
児童名		生年月日		本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の	()				

※記載にあたり、安中市ホームページに掲載されている「記載要領」も参照してください。

就労証明書

安中市長 宛



証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—	—		
担当者名				
記載者連絡先	—	—		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄	
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 学術研究・専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 教育・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> 公務 <input type="checkbox"/> その他 ()	
2	フリガナ 本人氏名		生年月日 年 月 日
3	本人住所		
4	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期 <small>(無期の場合は雇用開始日のみ)</small>	年 月 日 ~ 年 月 日
5	就労先事業所名		
6	就労先住所等	就労先住所 (所在地)	通勤手段 <input type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄り() 就労先の最寄り() <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()
7	就労先電話番号	—	—
8	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()	
9	就労時間 (固定就労の場合)	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日	合計時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
10	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
11	就労実績 <small>※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む</small>	年月 年 月 年月 年月 年月 年月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月	
12	産前・産後休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
13	育児休業の取得 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
14	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日	
15	育児のための短時間勤務制度利用有無 <small>※取得予定を含む</small>	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
16	保育士資格等	資格・免許取得状況 <input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許	保育士等としての勤務実態の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
17	備考欄		

(※事業者証明欄はここまで)

保護者記載欄

児童名	生年月日	年 月 日	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 ()			
児童名	生年月日	年 月 日	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 ()			
児童名	生年月日	年 月 日	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 () <input type="checkbox"/> 申込み中 ()			

※記載にあたり、安中市ホームページに掲載されている「記載要領」も参照してください。

就労証明書 【記入の仕方】



必ず証明日を記載してください。

記入いただいた担当者の氏名・連絡先を記入してください。不明な点がある場合、確認および調査をする場合があります。

証明日	西暦 2022 年 9 月 12 日
事業所名	株式会社〇〇〇〇
代表者名	安中 五郎
所在地	安中市安中××番地
電話番号	027 - 382 - XXXX
担当者名	総務課 群馬 一郎
記載者連絡先	027 - 382 - XXXX

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本 No.1~17は事業主が記入してください。無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	<input type="checkbox"/> 農業・林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業・採石業・砂利採取業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input checked="" type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> 宿泊業・飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> 情報・学習支援業 <input type="checkbox"/> 複合サービス業 ()
2	フリガナ	アンナカ ハナコ
2	本人氏名	安中 花子
3	本人住所	安中市安中1-23-13
4	雇用(予定)期間等	<input type="checkbox"/> 無期 <input checked="" type="checkbox"/> 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2022 年 4 月 1 日 ~ 2023 年 3 月 31 日
5	就労先事業所名	株式会社〇〇〇〇 高崎営業所
6	就労先住所等	就労先住所 (所在地) 高崎市高松町××番地 通勤手段 <input type="checkbox"/> 電車・バス 自宅の最寄り() <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車のみ <input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他 ()
7	就労先電話番号	027 - XXX - XXXX
8	雇用の形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input checked="" type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤・臨時職員 <input type="checkbox"/> 自営業主 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他 ()
9	就労時間 (固定就労の場合)	合計時間 月間 120 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
10	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 () 分 就労日数 <input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 () 分 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
11	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 R4 年 6 月 21 日 / 月 126 時間 直近3ヶ月の勤務実績を記入してください(有給休暇取得日を含む)。証明日時時点で産休・育休中の場合は、産休に入る直前の3ヶ月の実績を記入してください。採用予定の場合は、実績ではなく予定として採用直後3ヶ月分を記入してください。
12	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
13	育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 期間 年 月 日
14	復職(予定)年月日	<input type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 年 月 日
15	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
16	保育士資格等	資格・免許取得状況 <input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許 保育士等と ()
17	備考欄	当初採用日:R2.4.1 契約更新の予定あり

この欄は保護者が記入してください。

就労者の雇用契約期間が有期の場合、備考欄に契約更新の有無について記入してください。

※事業者証明欄はここまで

保護者記載欄

児童名	安中 太郎	生年月日	R2 年 5 月 1 日	本人との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の利用状況等	<input type="checkbox"/> 利用中 ()		<input checked="" type="checkbox"/> 申込中 ()		
児童名		生年月日		本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の	()				
児童名		生年月日		本人との続柄	<input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設・事業所等の	()				

同時に多子の入園申込(現況届を含む)をする際は、コピーでも可。ただし、児童数分コピーし、各児童の申請書に添付してください。新規入園の場合は、第1希望施設名を記入してください。

※記載にあたり、安中市ホームページに掲載されている「記載要領」も参照してください。

申立書

利用を希望する施設名 (保育園・認定こども園名)	(ふりがな) 児 童 氏 名	生年月日
		. .
		. .
		. .
申立者氏名		
児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他()	
住所	安中市	

※同時に多子の入園申込をする際は、コピーでも可。ただし、児童数分コピーして提出してください。

1	求職活動	私は就労することを希望しているため、「求職活動」を理由に保育認定の申請をします。 現在求職中のため、「就労証明書」を提出することができませんが、保育園または認定こども園の入園日から3ヶ月以内に、1ヶ月64時間以上の就労をすることを目標として求職活動を行います。 入園日から3ヶ月以内に「就労証明書」を提出できない場合は、保育認定を取り消され、保育園または認定こども園を退園となることに異議はありません。				
		記入日	令和 年 月 日	署名		
2	妊娠・出産	私は(年 月 日)に(出産予定である・出産した)ため、「妊娠・出産」を理由に保育認定の申請をします。 出産後3ヶ月の入園期間終了後、他の認定事由に該当しない場合は、保育認定を取り消され、保育園または認定こども園を退園となることに異議はありません。				
		記入日	令和 年 月 日	署名		
3	疾病・障害	私は「就労証明書」の提出ができないため(医師の診断書・身体障害者手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し)を提出いたします。				
		記入日	令和 年 月 日	署名		
4	介護・看護	私は常時下記の者を介護・看護しているため、「介護・看護」を理由に保育認定の申請をします。				
		介護・看護を必要としている方	住所	同居・別居 <small>該当するものに○をつけてください</small>		
			氏名		児童との続柄	
			電話番号			
		病名または病状	入院・通院・自宅療養 <small>該当するものに○をつけてください</small>			
介護・看護に要する日数・時間	月平均 ^①	日	1日平均 ^②	時間		
	1ヶ月の時間 ①×②	時間				
記入日	令和 年 月 日	署名				
5	就学	私は下記学校に通学しているため、「就学」を理由に保育認定の申請をします。				
		学校名		所在地		
		電話番号		卒業見込	令和 年 月卒業見込	
		記入日	令和 年 月 日	署名		

- ※ 申立書の内容に不正(虚偽)がある場合には、保育認定を取り消し、保育園の場合入所承諾も取り消します。
- ※ 介護・看護の場合、介護・看護を必要としている方に調査・確認する場合があります。
- ※ 記載もれがある場合、保育認定に影響を及ぼす場合がありますので、記載もれがないよう確認のうえ提出してください。

問い合わせ先：安中市役所 子ども課幼児教育保育係 TEL027-382-1111 (内線1162. 1163. 1165)

育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書

令和 年 月 日

安中市長 様

保護者 住所
氏名

別添の「就労証明書」のとおり育児休業を取得しますが、下記の理由により現在入園中の児童について、継続して保育の利用を希望したいので、下記のとおり申し立てます。

○入園児童

(ふりがな) 児童氏名	生 年 月 日	利用を希望する施設名 (保育園・認定こども園名)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

○育児休業に係る児童（出生した児童）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	年 月 日

○継続して保育の利用を希望する理由

- 次年度に小学校への就学を控えている
- 利用児童の環境の変化に留意する必要がある（具体的に理由を記載してください）
-
-
-
-
-

※ 育児休業期間に変更があった場合は、「就労証明書」を再提出してください。

※ 育児休業期間終了後に復職しない場合は、保育の利用ができないことがあります。

問い合わせ先：安中市役所 子ども課幼児教育保育係 TEL027-382-1111（内線1162. 1163. 1165）

診 断 書

保護者記入欄	利用を希望する施設名 (保育園・認定こども園名)		(ふりがな) 児 童 氏 名	生年月日
				・ ・
				・ ・
				・ ・
	氏名			
住所	安中市			

※同時に多子の入園申込をする際は、コピーでも可。ただし、児童数分コピーして提出してください。

1	氏名	
2	生年月日	年 月 日
4	病名	
5	初診日	年 月 日
6	発病時期	年 月 日
7	入院歴	無・有(年 月 日～ 年 月 日)
8	手術歴	無・有(年 月 日～ 年 月 日)

患者の病状についてお答えください。

①	生活(仕事・家事・育児等)に制限はありますか？	無 有→【仕事・家事・育児(○をつけてください)】に制限が必要である。
②	治療状況または方針をご記入ください。	現在・・・ 今後・・・
③	今後必要と考えられる通院頻度をご記入ください。	(月・月・週)に(日)の通院が必要と考えます。
④	医学的見地から、患者が未就学児の保育をすることが可能ですか？	可能と考える 不可能である →その状況はいつまで継続すると考えますか？ →① 年 月 日頃 ②未確定

上記のとおり診断します。

令和 年 月 日

証明者

住 所
医師名
電話番号

印

- ※ 診断書の内容に不正(虚偽)がある場合には、認定を取り消し、保育園の場合入所承諾も取り消します。
- ※ 診断書について、証明者(医師)に調査・確認する場合があります。
- ※ 記載もれがある場合、保育認定に影響を及ぼす場合がありますので、記載もれがないよう確認のうえ提出してください。
- ※ 証明者(医師)の印がないものは、無効となります。

問い合わせ先：安中市役所 子ども課幼児教育保育係 Tel.027-382-1111 (内線1162.1163.1165)

管外保育希望理由書

(ふりがな) 児 童 氏 名		生年月日
		. .
		. .
		. .
保護者氏名		
児童との続柄	父・母・祖父・祖母・その他()	
住所	安中市	

※同時に多子の入園申込をする際は、コピーでも可。ただし、児童数分コピーして提出してください。

管外利用を希望する施設名 (保育園・認定こども園名)	市 町 村	保育園 認定こども園	
保育の実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
管外保育希望理由	<input type="checkbox"/> 父の職場が 市 町 村 内に所在しているため。		
	事業所名		
	住 所		
	電話番号		
	<input type="checkbox"/> 母の職場が 市 町 村 内に所在しているため。		
	事業所名		
	住 所		
	電話番号		
	<input type="checkbox"/> 父の実家が 市 町 村 内に所在しているため。		
	祖父氏名		生年月日
	祖母氏名		生年月日
	住 所		
	電話番号		
	<input type="checkbox"/> 母の実家が 市 町 村 内に所在しているため。		
	祖父氏名		生年月日
	祖母氏名		生年月日
	住 所		
	電話番号		
	<input type="checkbox"/> その他		

※ 記載もれがある場合、保育認定に影響を及ぼす場合がありますので、記載もれがないよう確認のうえ提出してください。

問い合わせ先：安中市役所 子ども課幼児教育保育係 TEL027-382-1111 (内線1162. 1163. 1165)

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定変更申請書

令和 年 月 日

安中市長 様

保護者(父親)氏名

保護者(母親)氏名

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の変更について申請

対象児童	(ふりがな) 氏名	生年月日	令和5年 4月1日の 年齢	性別	障害者手帳 等の有無
		平成 令和 年 月 日生		男・女	有・無
現住所	安中市	令和4年1月1日の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> その他()		
		令和5年1月1日の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> その他()		
保護者連絡先	父連絡先 : - - 母連絡先 : - - -				
認定者番号	※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の有無	有 (2,3号認定) : 保護者の労働または疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願する場合を含む) → 1から5まで全て記入				
	無 (1号認定) : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願する場合を除く) → 1, 2, 4, 5を記入				

※1 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

※2 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

1 世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	満年齢 (令和5.4.1現在)	職業又は勤務先 (学校、保育所等)	障害者手帳 等の有無	備考
入 所 児 童 の 世 帯 員		父	・ ・			有・無	
		母	・ ・			有・無	
			・ ・			有・無	
			・ ・			有・無	
			・ ・			有・無	
			・ ・			有・無	
			・ ・			有・無	
生活保護の適用の有無		無 ・ 有 (年 月 日保護開始)					

2 変更内容

変更年月日	令和 年 月 日
変更の理由	<input type="checkbox"/> 認定区分の変更(号→ 号) <input type="checkbox"/> 時間区分の変更(→) <input type="checkbox"/> 求職活動から就労への変更 <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> その他の理由() <input type="checkbox"/> 認定事由の変更(→) <input type="checkbox"/> 就労先の変更 <input type="checkbox"/> 就労時間の変更 <input type="checkbox"/> 世帯員の変更(<input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死亡) <input type="checkbox"/> 税額の変更

3 保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働または疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由		備考	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・家庭内暴力 <input type="checkbox"/> その他()			
		勤務先名	電話番号		
		通勤時間 (片道)	時間 分 ※通勤時間を就労時間に加算して時間区分を決定します。		
	希望する利用時間		利用曜日	利用時間	
			月・火・水・木・金・土	時 分から 時 分まで	

4 家庭の状況

家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等 (下記の「施設利用者負担額(保育料)減免または副食費免除判定に係る申請欄」についても記入してください。)
	<input type="checkbox"/> 上記以外

5 税情報等の提供に当たっての同意

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯員を含む。)及び世帯情報等を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額又は副食費徴収免除判定結果について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名

施設利用者負担額(保育料)減免または副食費免除判定に係る申請欄

次のとおり利用者負担額(保育料)の減額又は免除若しくは副食費の免除を申請します。

該当事由	<input type="checkbox"/> ① ひとり親家庭 (添付書類:戸籍謄本 または 福祉医療費受給資格者証の写し) <input type="checkbox"/> ② 在宅障害児(者)のいる世帯 (添付書類:障害者手帳等の写し) <input type="checkbox"/> ③ 第3子目以降の児童 (添付書類:世帯全員分の保険証の写し ※1)
------	--

※該当するものに☑してください。

※1 添付書類や公簿等で確認が困難な場合、戸籍謄本等扶養人数がわかる書類を提出いただく場合があります。

※2 ①、②については、市町村民税の所得割額等により、減額又は免除とならない場合があります。

※3 きょうだいで申請の場合は、それぞれ申請してください。

※4 上記「該当事由」に変更があった場合は、必ず申し出てください。

※5 記載もれがある場合、保育認定に影響を及ぼす場合がありますので、記載もれがないよう確認のうえ提出してください。

※市確認欄(記入しないでください)

判定結果	①ひとり親 ②世帯内障害者有 ③第3子目以降 ④左記のいずれも非該当
保育料市階層区分判定	①ひとり親家庭等(A階層)該当 ②第3子目以降該当 ③左記のいずれも非該当
副食費免除判定結果	国の基準に基づく免除 ・ 安中市独自の基準に基づく免除 ・ 免除非該当
減免・免除期間	年 月から 年 月まで

変更申請書 記入例

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定変更申請書

令和 4 年 9 月 14 日

忘れずに記入してください

安中市長 様

保護者(父親)氏名 **安中 一郎**

保護者(母親)氏名 **安中 花子**

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の変更について申請

対象児童	(ふりがな) 氏名	生年月日	令和5年 4月1日の 年齢	性別	障害者手帳 等の有無
	あんなか さぶろう 安中 三郎	平成 令和 2 年 5 月 1 日生	2	<input checked="" type="checkbox"/> 男・女	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
現住所	安中市 安中1-23-13		令和4年1月1日の住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他(高崎市)		
保護者連絡先	父連絡先 : 090 - 0000 - 0000 母連絡先 : 080 - 0000 - 0000		令和5年1月1日の住所 <input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> その他()		
認定者番号	0000001234 ※既に教育・保育給付認定を受けている場合に記入してください。				
保育の希望の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (2,3号認定)	保育園・認定こども園(保育部分)を利用する場合→有			から5まで全て記入
	<input type="checkbox"/> 無 (1号認定)	幼稚園・認定こども園(教育部分)を利用する場合→無 に○をつけてください			2,4,5を記入

※1 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

※2 「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

1 世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	満年齢 (令和5.4.1現在)	職業又は勤務先 (学校、保育所等)	障害者手帳 等の有無	備考
入 所 児 童 の 世 帯 員	あんなか いちろう 安中 一郎	父	S60・5・2	37	株式会社〇〇〇〇	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	あんなか はなこ 安中 花子	母	S61・4・3	36	株式会社〇〇〇〇	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	あんなか うめこ 安中 梅子	長女	H23・4・4	11	〇〇小学校	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	あんなか たろう 安中 太郎	長男	H26・4・5	8	〇〇小学校	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	あんなか じろう 安中 二郎	祖父	S30・4・5	67	無職	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	あんなか すぎこ 安中 杉子	叔母	S63・4・6	34	〇〇〇美容室	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 無					

変更を希望する日を記入してください
例)10/1から認定事由を「就労」から「求職活動」に変更

2 変更内容

変更年月日	令和 4 年 10 月 1 日
変更の理由	<input type="checkbox"/> 認定区分の変更(号→ 号) <input type="checkbox"/> 時間区分の変更(→) <input type="checkbox"/> 求職活動から就労への変更 <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> その他の理由() <input checked="" type="checkbox"/> 認定事由の変更(就労 → 求職活動) <input type="checkbox"/> 就労先の変更 <input type="checkbox"/> 就労時間の変更 <input type="checkbox"/> 世帯員の変更(<input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死亡) <input type="checkbox"/> 税額の変更

3 保育の利用を必要とする理由

※保護者の労働または疾病等

保育の利用を必要とする理由を☑してください

就労している場合は、通勤時間も記入してください

ください。

保育の利用を必要とする理由	続柄		備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・家庭内暴力 <input type="checkbox"/> その他()	
		勤務先名 株式会社〇〇〇〇 電話番号 027-000-0000	
	通勤時間 (片道) 時間 20 分 ※通勤時間を就労時間に加算して時間区分を決定します。		
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input checked="" type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・家庭内暴力 <input type="checkbox"/> その他()		
	勤務先名 電話番号		
希望する利用時間	希望する利用時間を記入してください ※ここに記載した時間のみの利用となる訳ではありません		利用時間
	(月)・(火)・(水)・(木)・(金)・(土)		8時0分 から 18時0分 まで

4 家庭の状況

家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等 (下記の「施設利用者負担額(保育料)減免または副食費免除判定に係る申請欄」についても記入してください。)
	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外

ひとり親家庭等は☑して、下記の減免申請欄にもチェックしてください

5 税情報等の提供に当

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯員を含む。)及び世帯情報等を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額又は副食費徴収免除判定結果について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 **安中 一郎**

施設利用者負担額(保育料)減免または副食費免除判定に係る申請欄

該当する項目すべてに☑

施設利用者負担額(保育料)の減額又は免除若しくは副食費の免除を申請します。

該当事由	① <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 (添付書類:戸籍謄本 または 福祉医療費受給資格者証の写し) ② <input type="checkbox"/> 在宅障害児(者)のいる世帯 (添付書類:障害者手帳等の写し) ③ <input type="checkbox"/> 第3子目以降の児童 (添付書類:世帯全員分の保険証の写し ※1)
------	--

※1 添付書類や公簿等で確認が困難な場合、戸籍謄本等扶養人数がわかる書類を提出いただく場合があります。

※2 ①、②については、市町村民税の所得割額等により

添付書類を忘れずに用意してください

※3 きょうだいで申請の場合は、それぞれ申請してください

※4 上記「該当事由」に変更があった場合は、必ず申し出てください。

※5 記載もれがある場合、保育認定に影響を及ぼす場合がありますので、記載もれがないよう確認のうえ提出してください。

※市確認欄(記入しないでください)

判定結果	①ひとり親 ②世帯内障害者有 ③第3子目以降 ④左記のいずれも非該当
保育料市階層区分判定	①ひとり親家庭等(A階層)該当 ②第3子目以降該当 ③左記のいずれも非該当
副食費免除判定結果	国の基準に基づく免除 ・ 安中市独自の基準に基づく免除 ・ 免除非該当
減免・免除期間	年 月 から 年 月 まで

子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)

(宛先) 安中市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供されることがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日(施設利用開始日)		令和	年	月	日	
保護者	フリガナ		申請子どもとの続柄	居住地	〒			
	氏名			現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒			
	日中の連絡先(電話番号) *確実に連絡の取れる順に記入して下さい。				生年月日	年	月	日
	①	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	②	父携帯・母携帯 父勤務先・母勤務先 自宅・その他()	マイナンバー	既に提出済み・別添のとおり		
子ども申請	フリガナ		現住所 申請者と異なる場合のみ記載	〒	マイナンバー			
	氏名		生年月日	年	月	日	既に提出済み・別添のとおり	
認定種別	<input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で3歳児から5歳児クラスである(第2号) <input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳を含む0歳児から2歳児クラスである(第3号)				左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。			
					<input type="checkbox"/> 市民税非課税に該当			
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。							
	(子から見た続柄) 父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学
(子から見た続柄) 父・母・その他()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他()

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の前年1月1日現在の住所 ※2	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
認定希望日の前々年1月1日現在の住所 ※3	(母親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親)	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ

※2, 3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。※個人番号は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ提出して下さい。

(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)	フリガナ	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
	氏名		マイナンバー	既に提出済み・別添のとおり	<input type="checkbox"/> 有
			大正 昭和 平成 令和	年 月 日	
	1		マイナンバー	既に提出済み・別添のとおり	<input type="checkbox"/> 有
			大正 昭和 平成 令和	年 月 日	
	2		マイナンバー	既に提出済み・別添のとおり	<input type="checkbox"/> 有
			大正 昭和 平成 令和	年 月 日	
	3		マイナンバー	既に提出済み・別添のとおり	<input type="checkbox"/> 有
		大正 昭和 平成 令和	年 月 日		
4		マイナンバー	既に提出済み・別添のとおり	<input type="checkbox"/> 有	
		大正 昭和 平成 令和	年 月 日		
5		マイナンバー	既に提出済み・別添のとおり	<input type="checkbox"/> 有	
		大正 昭和 平成 令和	年 月 日		
6		マイナンバー	既に提出済み・別添のとおり	<input type="checkbox"/> 有	
		大正 昭和 平成 令和	年 月 日		
7		マイナンバー	既に提出済み・別添のとおり	<input type="checkbox"/> 有	
		大正 昭和 平成 令和	年 月 日		

<必ず裏面も記入して下さい>

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	所在地	〒 ー ー ()
施設名	利用開始(予定)日	平・令 年 月 日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外・一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミボ)	〒 ー ー TEL: ー ー	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミボ)	〒 ー ー TEL: ー ー	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミボ)	〒 ー ー TEL: ー ー	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミボ)	〒 ー ー TEL: ー ー	令和 年 月 日

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		母親の状況	父親の状況
就 労	就労 種別	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()	<input type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()
	通勤手段 ・時間	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)
	前年1月 1日以降 の転職	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 就労先名: から ① 就労期間: から ② 就労先名: から 就労期間: から	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 就労先名: から ① 就労期間: から ② 就労先名: から 就労期間: から
	妊娠・出産 (申請時点)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ (予定日) 年 月 日	
疾病・障害 等	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
介 護 ・ 看 護	被介護者名 (申請子どもとの続柄:) 傷病・障害名 <input type="checkbox"/> 入院中 通院(月・週 回) <input type="checkbox"/> 通所・通学(週 回) 施設名()	(申請子どもとの続柄:) <input type="checkbox"/> 入院中 通院(月・週 回) <input type="checkbox"/> 通所・通学(週 回) 施設名()	
災害復旧	災害の状況:	災害の状況:	
求職活動等	活動の内容:	活動の内容:	
就 学	通学手段 ・時間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)
	就学 の 目的	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他()
	期 間	年 月 日まで	年 月 日まで
	卒業 後の 予定	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 日、1日 時間就労 <input type="checkbox"/> 月	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 日、1日 時間就労 <input type="checkbox"/> 月
その他	保育を行うことが困難と認められる内容	保育を行うことが困難と認められる内容	

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1 居宅外で就労されている方(予定を含む) 自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労証明書
2 出産前後の方(産前2ヶ月・産後3ヶ月に限る)	母子健康手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)
3 疾病・障害	申立書、医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等
4 介護・看護	
5 災害復旧	必要の提出書類は子ども課にお問い合わせください。
6 求職活動	申立書
7 就学	申立書、在学証明書 等
8 育児休業	就労証明書、育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書

<記入例>

新規 継続(現況届)
令和4年9月16日

子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号)

(宛先) 安中市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求められます。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号への政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

		認定希望日(施設利用開始日)		令和4年10月1日	
保護者	フリガナ	アンナカタロウ		申請子どもとの続柄	父
	氏名	安中 太郎		居住地	〒379-0192 安中市安中1-23-13
	日中の連絡先(電話番号) ※確実に連絡の取れる順に記入して下さい。		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	〒370-8501 高崎市高松町35-1	
① 090-xxxx-xxxx (父務帯・父勤務先 自宅・その他)		② 080-xxxx-xxxx (父務帯・父勤務先 自宅・その他)	生年月日	昭和60年○月△日	
子ども申請	フリガナ	アンナカウメコ		マイナンバー	既に提出済み 別添のとおり
	氏名	安中 梅子		現住所	〒 -
	生年月日	平成29年○月△日		マイナンバー	既に提出済み 別添のとおり
認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で3歳児から5歳児クラスである(第2号) <input type="checkbox"/> 申請子どもは、認定希望日時点で満3歳を含む0歳児から2歳児クラスである(第3号)				左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。 <input type="checkbox"/> 市民税非課税に該当
保育を必要とする理由	該当する□にレ点を付けて下さい。 (子から見た結構) 父・母・その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 出産 <input type="checkbox"/> 疾病 障害等 <input type="checkbox"/> 介護 看護 <input type="checkbox"/> 災害 復旧 <input type="checkbox"/> 求職 活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (母から見た結構) 父・母・その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠 出産 <input type="checkbox"/> 疾病 障害等 <input type="checkbox"/> 介護 看護 <input type="checkbox"/> 災害 復旧 <input type="checkbox"/> 求職 活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ()				

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の前年1月1日現在の住所※2	(母親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ
認定希望日の前々年1月1日現在の住所※3	(母親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ	(父親) <input type="checkbox"/> 現住所と同じ

※2,3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。

同居者を全員記入して下さい。※個人番号は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ提出して下さい。

(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)	フリガナ	氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・通学・通園先又は単身赴任先	要介護認定又は障害者手帳
○1	アンナカタロウ	安中 太郎	父	個人番号 既に提出済み 別添のとおり 60年○月△日	(株)○○商事	<input type="checkbox"/> 有
2	アンナカハナコ	安中 花子	母	個人番号 既に提出済み 別添のとおり 62年○月△日	(社)△△センター	<input type="checkbox"/> 有
3	アンナカジロウ	安中 次郎	兄	個人番号 既に提出済み 別添のとおり 24年○月△日	○○小学校	<input type="checkbox"/> 有
4	アンナカスギコ	安中 杉子	祖母	個人番号 既に提出済み 別添のとおり 30年○月△日	無職	<input type="checkbox"/> 有
5				個人番号 既に提出済み 別添のとおり		<input type="checkbox"/> 有
				個人番号 既に提出済み 別添のとおり		<input type="checkbox"/> 有
				個人番号 既に提出済み 別添のとおり		<input type="checkbox"/> 有

世帯分離していても同居している方全員を記入して下さい。

<必ず裏面も記入して下さい>

この申請書は、対象となるお子さん1人につき1部必要です。きょうだいで預かり保育を利用するなど、対象となるお子さんが複数いる場合は、お子さんごとに記入し提出してください。

・マイナンバーは、すでに安中市から教育・保育給付認定を受けている保護者及び子どもである場合は、「既に提出済み」を○囲みしてください。
・安中市から教育・保育給付認定を受けておらず、新たにマイナンバーの提出が必要な場合は、別添のマイナンバー申告書を使用してください。

新3号の認定を受けるには、市民税非課税世帯であることが必要です。

・新2号・新3号の認定を受けるには、保育を必要とする理由がなければなりません。
・保育の必要性についての判断基準は、教育・保育給付認定の2号・3号と同じです。

新3号の認定を受けるには、市民税非課税世帯であることが必要のため、課税主体となる自治体を把握するため記入していただきます。

・マイナンバーは、すでに安中市から教育・保育給付認定を受けている保護者及び子どもである場合は、「既に提出済み」を○囲みしてください。
・安中市から教育・保育給付認定を受けておらず、新たにマイナンバーの提出が必要な場合は、別添のマイナンバー申告書を使用してください。

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	〇〇コドモエン	所在地	〒 379 - 01xx 市 ()
施設名	〇〇こども園	所在地	安中市〇〇1-1-1
		利用開始(予定)日	平・令 5年 4月 1日

現在、教育・保育給付の1号認定を受け就園している、または、教育・保育給付の1号認定を申請中で就園予定の場合は、その施設名を記入してください。

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
同上	認可外・一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミネ)	TEL: - -	令和 5年 4月 1日
	認可外・一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミネ)	TEL: - -	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミネ)	TEL: - -	令和 年 月 日
	認可外・一時預かり 預かり保育・病(後)児保育 子育て援助活動(ファミネ)	TEL: - -	令和 年 月 日

・施設名および所在地は、上記就園中(または就園予定)の施設と同様であれば、「同上」でかまいません。
・利用開始予定日については、同一施設で複数のサービスを利用する場合、最も早い開始予定日を記入してください。
・すでに利用を開始している場合は、認定希望日と同日にしてください。

保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

		母親の状況	父親の状況
就 労	就労 種別	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅外労働 <input type="checkbox"/> 自営 ⇒ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 自宅以外 <input type="checkbox"/> 協力者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> その他: ()
	通勤手段・ 時間	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通勤手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。
	前年1月 1日以降 の転職	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ 就労先名: (株)〇〇物販 ① 就労期間: 平成〇〇年△月 から 平成△△年□月 ② 就労期間: から	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ 就労先名: から ① 就労期間: から ② 就労期間: から
	妊娠・出産 (申請時点)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ (予定日) 年 月 日	
疾病・障害 等	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(疾病・障害名) (手帳交付) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
介 護 ・ 看 護	被介護者名 (種別・障害名)	(申請子どもとの続柄:)	(申請子どもとの続柄:)
	受診等 の状況	<input type="checkbox"/> 入院中 通院(月・週 回) <input type="checkbox"/> 通所・通学(週 回) 施設名()	<input type="checkbox"/> 入院中 通院(月・週 回) <input type="checkbox"/> 通所・通学(週 回) 施設名()
災害復旧	災害の状況:	災害の状況:	
求職活動等	活動の内容:	活動の内容:	
就 学	通学手段・ 時間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。
	就学の 目的	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 卒業後就労するため <input type="checkbox"/> その他()
	期間	年 月 日まで	年 月 日まで
	卒業後 の予定	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 日、1日 時間就労 <input type="checkbox"/> 月	(就労日数・時間) <input type="checkbox"/> 週 日、1日 時間就労 <input type="checkbox"/> 月
その他	保育を行うことが困難と認められる内容	保育を行うことが困難と認められる内容	

添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1 居宅外で就労されている方(予定を含む) 自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労証明書
2 出産前後の方(産前2ヶ月・産後3ヶ月に限る)	母子健康手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)
3 疾病・障害	申立書、医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等
4 介護・看護	
5 災害復旧	必要の提出書類は子ども課にお問い合わせください。
6 求職活動	申立書
7 就学	申立書、在学証明書 等
8 育児休業	就労証明書、育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書

保育を必要とする理由に応じた添付書類を、忘れずに添付してください。
就労証明書、診断書、申立書については、市内認定こども園に常備してあります。

施設等利用給付認定変更申請書兼変更届

(宛先) 安中市長

保護者住所
氏 名
生 年 月 日
連 絡 先

子ども・子育て支援法施行規則第28条の8第1項、第28条の12第1項の規定により、子育てのための施設等利用給付認定を受けた内容を変更する必要が生じたので、提出します。

現在の認定状況	認定番号		
	認定子どもの氏名		
	認定子どもの生年月日	平成・令和 年 月 日	
	保護者との続柄		
	利用施設・事業所名		
	認定区分	子ども・子育て支援法第30条の4 <input type="checkbox"/> 第1号(新1号) <input type="checkbox"/> 第2号(新2号) <input type="checkbox"/> 第3号(新3号)	
	保育の必要性の理由	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(理由:)	
変更内容	変更前	変更前	変更後
	保護者の氏名		
	保護者の生年月日	年 月 日	年 月 日
	住 所		
	保護者のマイナンバー		
	連 絡 先		
	認定子どもの氏名		
	保護者との続柄		
	子どものマイナンバー		
	利用施設・事業所名		
	認定区分	<input type="checkbox"/> 第1号(新1号) <input type="checkbox"/> 第2号(新2号) <input type="checkbox"/> 第3号(新3号)	<input type="checkbox"/> 第1号(新1号) <input type="checkbox"/> 第2号(新2号) <input type="checkbox"/> 第3号(新3号)
	保育の必要性の理由(有の場合のみ)		
	理由変更が生じた日	年 月 日	
変更する理由			
そ の 他			

<記入例>

令和 年 月 日

施設等利用給付認定変更申請書兼変更届

(宛先) 安中市長

保護者住所 **安中市安中1-23-13**
 氏名 **安中 太郎**
 生年月日 **昭和60年〇月△日**
 連絡先 **080-xxxx-xxxx**

子ども・子育て支援法施行規則第28条の8第1項、第28条の12第1項の規定により、子育てのための施設等利用給付認定を受けた内容を変更する必要が生じたので、提出します。

現 在 の 認 定 状 況	認定番号	12345	
	認定子どもの氏名	安中 梅子	
	認定子どもの生年月日	平成	令和 29年〇月△日
	保護者との続柄	子	
状 況	現在の認定状況	○〇こども園 <input type="checkbox"/> 第1号(新1号) <input checked="" type="checkbox"/> 第2号(新2号) <input type="checkbox"/> 第3号(新3号)	
	認定区分	子ども・子育て支援法第30条の4	
	保育の必要性の理由	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(理由: 就労)	
変		変更前	変更後
	保護者の氏名		
	保護者の生年月日	年 月 日	年 月 日
	住 所		
	保護者のマイナンバー		
内 容	連絡先		
	子どものマイナンバー		
	利用施設・事業所名		
	認定区分	<input type="checkbox"/> 第1号(新1号) <input type="checkbox"/> 第2号(新2号) <input type="checkbox"/> 第3号(新3号)	<input type="checkbox"/> 第1号(新1号) <input type="checkbox"/> 第2号(新2号) <input type="checkbox"/> 第3号(新3号)
	保育の必要性の理由(有の場合のみ)	就労	求職活動
	理由変更が発生した日	令和 4 年 11 月 30 日	
	変更する理由	母が以前の会社を退職し、求職活動しているため。	
その他			

・現在の認定状況を記入してください。

・変更があった項目について記入してください。